

第七回北海道地域農業研究所研修会

とき：平成十一年一月二十六日
ところ：空知農業会館（岩見沢市）

平成十年度 稲作部門研修会

司会：ただ今から北海道地域農業研究所の第七回研修会を開催します。毎年一回、今まで札幌で開催していましたが、七回目の今年から初めて地方で開催しようということになりまして、特に稻作問題を中心にお見沢におじゃましました。最初に富田常務から開会の挨拶を申し上げます。

富田：研究所発足以来満八年を過ぎて、今九事業年度を開始してございます。全道一律的なテーマもございますが、地域との関わりを大事にしようという地域農業研究所ですから、できるだけその地域のテーマを取り上げようということで、今回は稻作を中心として、四月には酪農地帯、六月には畑作地帯など、各地域で開催していくという考え方でございます。

当研究所では、水田問題につきまして平成八年に中央会からの委託で、水田農業の構造問題について北海道を代表する地帯の調査をしてございましたし、現在また北海道あるいは中央会からの委託によりまして、水田問題の調査を全道抽出農家を対象にアンケートを実施し、さらに最終的な報告を平成十一年に向けて取り組もうと思つております。

また現在、種類の関係で、その種子生産につきましても、いわゆる公正かつ適正な価格帯はどうふうになつているのかということで、種

粉生産の方々、あるいはまたそれを使いいたく方々の立場に立つて、私ども研究所が第三者的に研究・調査をして適正な生産費用のあり方を示していきたいと取り組みをしてございます。

いずれにしましても、まだまだ米問題のみならず北海道の農業というのは非常に苦勞が伴いますし、また今まで経験しないような事柄が次々と起つてくるであろうと考えております。タイミング的に私どもも地域問題なり全道問題につきまして、鋭意取り進めたいと思っております。それでは、最後までどうぞ皆様方聴講されて、活発なご意見をいただければと思っております。

司会：はじめに「北海道農業と新しい農業基本法の制定に向けて」についてここで基調講演をしていただく太田原先生宜しくお願ひします。



▲富田常務

北海道農業と新しい基本法の制定に向けて

— 基本問題調査会最終答申を読んで —

北海道大学農学部 教授 太田原 高昭

「新しい基本法はなぜ必要か、どう準備されているのか

(一) 「北海道農業の基本問題研究会」の研究と活動

太田原： ここにわは。ご紹介頂きました北海道大学の太田原でございます。今日は地域農業研究所主催の、現在の農政改革のポイントにおいております農業基本法、新しい基本法の問題と、最近関税化問題でバタバタとえり立つことになっております米情勢について、少しきちんと勉強しようとうる研修会でござります。

最近の動きは本当に急テンポでございまして、私どもも皆さんと同じでなかなかついて行けないと心がございますが、特にこの基本法の問題についてはただ今ご紹介がありましたように、私たち警戒心を持っておりまして、一昨年来「北海道農業の基本問題研究会」というものをつくりまして、その入口に並んでおります「二一世紀北海道農業と農村」という本にまとめました。これは今の基本法をどうするかという問題に対する北海道からの提言でござります。「食糧・農業・農村基本問題調査会」というのが、ご存知のように一昨年からずっと新しい基本法をどうするかという議論をしていらっしゃりますが、そういう一番大事な問

題について、北海道から誰もその委員会に入っていないということと、この新しい基本法の問題は日本全国の農業に関係があるわけですから、とりわけ北海道は基本法問題では特別な立場に立っていると言いましょうか、最も重要な関わりがあるといつづりに私たちは考えておりましたので、中央の検討に任せずに、北海道から独自の発信をしていく必要があるというふうに判断致しまして、我々研究者が中心になりましたけれども、地域農業研究所に事務局をお願いいたしました。農業団体あるいは道庁あるいは開発局、そういうところの人達にたくさん入っていただきまして一つの意見をまとめあげました。(今日はそのことについて、私たちの考え方、それから北海道がこれからこの問題に対してもう一つふうに、つまり皆さんがどうこうふうに関わっていったいただきたいのか)ということについてお話をしたいと思います。

新しい農業基本法、これはおそらく食料・農業・農村基本法というネーミングになるだらうとされています。制定作業は平成八年「農業基本法に関する研究会」というのができまして、これは主として学者の集まりであります。この中で論点整理というものをしたわけであります。



▲講演する太田原先生

それを受けて、総理大臣の諮問機関である「食料・農業・農村基本問題調査会」、会長は木村尚三郎先生といいまして、東大の歴史の先生です。必ずしも農業の専門家ではないのですが、歴史という広い立場からこの人が会長に選ばれてスタートいたしました。平成九年一二月にはその「中間とりまとめ」が発表され、この「中間とりまとめ」については農業新聞とかそういう関係したところだけではなくて、一般的な新聞でもかなり大きく取り上げましたので、そこでの四つの論点と言いましょうか、両論併記になっているのが四つあったということについては皆さんよくご存知だと思います。

この「中間とりまとめ」というのが広く全国から意見を求めるという形で発表されましたので、私たちも意見書を出しましたし、それからオール北海道で道庁に事務局を置いてこの基本法問題に関する連絡会議、一七団体の連絡会議というのがあります。そこからオール北海道の意見を出しました。その他、皆さんのところの空知でも幾つかあったと思うのですが、市町村の議会が決議して、その決議に基づく意見書を中央に出すということがずいぶんやられました。そういう意味ではかなり広範な国民の声が霞が関に届いたということが言えると思います。

それを受けて更に半年ほどこの調査会では議論されて、昨年九月に最終答申が行われました。私たちはこの調査会に北海道からのメンバーが入っていなかつたということがあつて、平成八年に「北海道農業・農村基本問題研究会」を発足させ、北海道の立場から現行農業法の総括と新しい基本法のあり方について研究を進めてきた、というのが今までの経過であります。

新しい基本法はこれからどういう日程になるかなど、その答申を受けて今農水省の手元で法案作成作業が続いております。この予算の国会が終わりましたら、その後の4月、予算の関係でそれ込むかもしれません、その次の通常国会にいよいよ新しい基本法の法案が上程されるということになります。それで国会で論議して今年度、平成十一年度中

にはこれを国会に上程して制定・発布したいといふよのなスケジュールであります。

(二) 現行農業基本法とWTO協定の不整合

今年度中にぜひ法案を通したいたいといひれば、次の「1000年」はよいよいWTOの再協定といつて国際会議が始まるわけであります。新しい基本法といつては、国内の二一世紀の農業政策の基本になるといつて同時に、国際的には「1000年のWTO再協定に対応して、日本としてじついついスタンスで臨むのか」ということを予め法律で枠組みをつくっておくといつて、大変重要な意味を持つてゐるわけです。ですからそれに何が書き込まれるのかといつことはこれから日本の農業の運命を決めていくことになるわけでありまして、重大な関心を持たれるといつるのは極めて当然のことであります。

新しい基本法かじつあるべきかといつてすつと議論されてゐるわけですが、私たちはその議論に重要なことが欠けてゐるといつて認識からスタートしてきております。それはなぜかといつて、昭和三六年にできた農業基本法はまだ生きているわけです。植物人間のようにほとんじ機能しないで生きていらぬといつことなのですが、この現行基本法を「なぜ変える必要があるのか」「なぜ新しい基本法なのか」ということがわんと議論されていないのではないか。これは今までの諮問機関、この農業基本法に関する研究会でもそうでしたし、ここでは「もう古くなつたから、時代に合わなくなつたから、変えるのは当然だ」と。新しい新政策の時も農業基本法を変えるといつふうに既に言つてあるものだから、「なぜ変えるか」じつは議論はあまりしないで、「どう変えるか」といつ議論をこの間ずっとしてきましたのです。食料・農業・農村基本問題調査会についても、なぜ今の基本法を変える必要があるのかと、これは我々もすいぶんしつゝ言つたのですが、「その議論は終わつてしまふ」、「この基本問題調査会ではその議論はしないで、新しい基本法をひかず

ぬかといつて議論に限定するんだ」といふのよのな御承認でした。

(三) 基本法をなぜ変えるのか

しかし実はこの「なぜ変えるのか」といふ議論はあまじまちんじそれていなう。この議論をやると、政府にとりては非常に都合の悪いことがいろいろと出でる。ですから基本法をなぜ変えるかといつては、私は十分な説明を政府から受けときたいわけです。世間的には何となく、今の基本法といつては古くなつたから新しく、そして農業も大変になつてしまふからこの辺で基本法を新しくして、しっかりと農業を守つてもいいと、そういう期待感といつてはあると思うのです。しかしこれもやれどこれだけではないのです。法律といつては当然時代に応じてえていかなければならぬのですが、やたらにえていてはいけない法律といつてはあるのです。まず憲法、それから基本法といつては憲法と並んでそつ簡単に変えるものではない法律であるわけです。農業基本法は古くなつたから変えると言つけれども、では他の基本法は……他にじついう基本法があるかじつと、教育基本法とか中小企業基本法とか原子力基本法といつのがあります。そんなに数はあります。教育問題といつては、今これだけ教育問題が大騒ぎになつてゐるから教育基本法をえようといつて話が出てきてもおかしくないのですが、それは全く出でないですね。なぜ農業基本法だけ変えなければならぬのか。

これは実ははつきりした理由があるので。要するにこれはガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意を日本が受け入れてWTO協定を批准したじつうことに伴つて基本法をえなければならなくなつたからといつことなのです。このことがちゃんと説明されていない。これは非常に重要な問題を含んでおります。

なぜガット農業合意とWTO協定を受け入れたら基本法をえなければならぬのかと言つますと、WTO協定と農業基本法の内容が明らかに

矛盾しているからなのです。国際条約と国内法が矛盾した場合、日本では国際条約が優先するといつては憲法にはつきり書かれております。国によって違うのですよ。アメリカなどは国内法が優先するということになっています。だからWTOで不利なことが出てくれば、アメリカはいつでもWTOを脱退できるわけです。日本はそれができない。そういう違いがあります。それで、WTO協定との不整合というのはいろいろありますけれども、端的に言えば農業基本法の第一一条と第一三一条。皆さん農業基本法って読んだことあるでしょうか。これは間もなく無くなる法律です。三六年間お世話になった法律なので、お別れにぜひ一度目を通していただきたいのです。そんなに長くありません。四十何条しかなくて、六法全書で二ページか三ページです。その中の第一一条と第一三一条だけでもぜひ目を通していただきたいと思います。

これは実に重要なことが規定されています。第一条は何が規定されているか、何が書かれているかと言うと、政府価格安定政策というのが書かれております。「政府は農業の再生産を保障するような安定した価格を保障しなければならない」ということを政府に義務づけています。この農基法第一條がもとになつて、もう既になくなりましたけれども食管制度の、食管法は以前からありますけれども、それまでの米価というのは改定方式でよろしかったのです。いわゆる物価スライド方式だったのですが、農業基本法第一條に基づいてこれは生産費所得補償方式に変わつたのです。これは米価だけではなくて、その後の麦価とか、それから牛乳の不足払いもそうです。基本的に日本の重要農産物については、生産費と所得を補償するという価格支持政策がとられてきた。その根柢になつてているのが第一条です。大変重要な法律です。

それから第一三条は何が書いてあるか。国境措置であります。昭和三六年はもう既に自由化が始まつてきております。ですから農業基本法も自由化を進める立場で書かれておりますけれども、しかしこの第一三条には、外国からの輸入農産物が国内の農業を圧迫して重要農産物の再生産を不

可能にすることが危惧される場合には、その輸入農産物の輸入禁止措置または関税引き上げ等によって、国内農業への影響をおよぼさないよう、そういう措置をすることを政府に義務づけています。

この間自由化で大変だったのですが、しかし何とかこの第一一条と第一三一条があるおかげで、日本の農業は最低限はこれで守られてきた。特に北海道農業がここまで規模を拡大して、米・畑作・酪農という比較的あまり儲からない部門で何とか專業経営を維持してきたというのは、こういう価格安定政策と国境措置があつたおかげだということは、皆さんよくおわかりになっていると思います。

(四) WTOとは市場原理主義

というがWTO協定というのは、そういうことをやつてはいけないという協定なのです。価格については市場原理に任せるべきであつて、各國政府が勝手に自分で高い価格を設定してそういう値段で買ひ上げる、つまり政府が市場に介入するということはやつてはいけない。当然自由な貿易に対し、輸入禁止措置だと高い関税でストップさせるというようなことはやつてはいけない、というのがWTO協定の一番核心部分であります。日本の政府はそつちを選んだわけです。だからそれと矛盾する農業基本法は維持できなくなつたというのが真相なんです。これはもう既に食管法の廃止という形で実行に移されています。小麦の政府買上げはやめるというのもそれであるし、それから牛乳の不足払い制度も廃止するということが新聞に大きく載つてきましたけれども、そういうことで、次々とWTO協定に合わせなければならなくなつてきた。

という理由を、政府ははつきり言つていい。これをはつきり言うとなぜ困るかといふと、当然生産者にとっては政策の一的な変更です。従来こういうことでやられてきたことを、政府が協定を受け入れたために変えなければならない。そのことによつて損害、被害が出る。既に出ているわけです。その損害賠償、補償をどうしてくれるのか、こうじつ

問題が当然出てくるわけです。

ヨーロッパの場合はそのことをはつきり政府が言って、ヨーロッパでもWTO協定以降は向こうでも価格支持、支持政策はやめていないんですけど、価格水準は大幅に引き下がる。だいたい三分の一下がります。しかしそれは政府の政策変更によってそうなったのであって、これについては政府がきちんと補償します。それが直接所得補償方式です。日本では直接所得補償方式、デカップリングというのは中山間地帯とか条件不利地帯対策といつぶつに理解されていますけれども、違うのです。かつては、ガット・ウルグアイ・ハーウィングまではそうだったのです。デカップリングというのは条件不利地帯対策としてつくられていたわけですが、

WTO協定以降は直接所得補償方式をケーンと広く拡大して、これを全農業地域、全農業経営に適用したのです。それで価格制度の変更、市場価格の引下げに対する政府の補償としてデカップリングを行うといふうちにE SIの共通農業政策は変わりました。そのことは、そこに並んでいる本の中に長尾先生がかなり詳しく書いておられますので、ぜひ参考にして下さい。

そういう重要な問題をあまりはつきり言わなくて、「何となく古くなつたから」というような非常に多い理由で「食料・農業・農村基本問題調査会」が発足して答申をしたわけであります。私たちもそう

◀熱心な研修会場



このことをせんじ議論しないで、議論が始まつた場合、これはつまり無原則な放談会にならざつこと非常に心配したのです。ヨーロッパのようにきちんと理由だから基本法を変えなければならないといつぶつじて、当然論点は絞られてくるはずです。だから新しい基本法には何を盛り込まなければならぬかといつぶつとははつきりしてくると思うのですが、そういうところを全部隠して、「E SIを自由に、日本農業について思つてござる」とお話し下さい」というような運営をやれば、それは「日本に農業はいらない」だと「値段が高すぎる」だとか、そんな話がワンツーで出るといつぶつは見えていたわけです。事実その通りになりました。

それで私たちは、今の基本法をはずしてWTO協定の精神に則つて運営していくといつぶつにならざつことになるか、それは北海道を見るのが一番わかりやすいといつぶつことを農省に対しても言つてきたのです。内地は2種兼農家がほとんどですから、そもそも農家所得のうち農業所得というのは十数%しかありません。そういうことに対し政府の農政は助けられていると言つてもいいかもしません。そういうところではなかなか問題があまりはつきり出ない。反応も鈍い。しかし北海道の専業地帯で見れば、もう既にいろんな影響が出てきているわけですから、何が問題なのかといつぶつが一番よく見える。「ぜひ北海道についてどうするのか、北海道のよいなどといつぶつに対してもういう政策が必要なのかといつぶつを議論してほし」といふことをすびぶん言いました。しかしこれに対してもこの調査会では「全国的な視野でやるのであって、特定地域についての検討はしない」という説明がありました。

(五) 北海道は農業基本法の優等生

しかし特定地域、それは北海道もやれ、東北もやれ、関東もやれと我々は言つていふのではなくて、「北海道といつぶつは基本法について特別の地域ですよ」といふことをすびぶん言つてきました。つまり農業

基本法というのは何だったのか。私は十一条、十三条は非常に素晴らしい法律だからこれを死守しよう、なんということを言つて居るのでは全然ないです。農業基本法は農業基本法でやっぱりいろいろな問題があつたわけです。年配の方はよく存知だと思うのですけれども、農業基本法が昭和三五年に国会に上程された時、国会では大論議が起きました。当時の社会党はこれに真っ向から反対しました。真っ向から反対した理由は、「これは三割農政である」そういう言い方であります。つまり自立經營をつくろといふ、基本法の眼目でしたかい。近代化を進めて自立經營、規模拡大をする。そうすると三割の上層農家だけが生き残つて、七割の下層・貧農は離農しなければならなくなる。こういう選別政策には反対だ、というのが当時の社会党の立論であります。それでどうなつたのか。全国的に言つて、これはそつはならなかつた。つまり内地の農家の人は、その頃まで専業農家率は五十%、半分が専業農家です。しかしそういう農民層分解ですね、一部の者に土地を集めること、結局これをやらなかつた。これは平等主義といふのでしようか、昔からの共同体原理で、言わば農業基本法に対抗したといふ言い方が当てはまるかもしれません。みんな兼業農家になつて、みんなの土地を守つたわけです。みんなが生きていいく道を選んだといふに言つていいかも知れません。従つて、だから農業基本法は失敗した、初期の目的を達成することができなかつたといふに言われるのは、そういうことを指しているのです。

じつは北海道はどうなつたか。これは社会党が指摘した通りになりました。昭和三十五年当時の北海道の農家戸数は二十三万六千戸、今までの数字は覚えていません。今いくらいかるか、八万戸とつゝに割りました。七万戸、ちょうど三分の一に減りました。まさに三割農政といふのは北海道で実現したのです。北海道というものは官民あげてこの基本法の理念に沿つて、行政も頑張り、農家も負債を抱えながら規模拡大し、とにかく近代化、近代農業、E.O.に匹敵する農業構造を改善するという

ことを文字通りやつてきたのです。それで基本法の優等生といふふうに言われています。こういつ北海道にとつて、これは後戻りできるかどうど、もうできません。やっぱりこういう大規模専業地帯としてこれがいつも進まなければならぬでしょ。その時に基本法路線を止めたといふことを言わされたら、基本法は失敗だった、構造改革は失敗だった、別の考え方でいきますよ、ということになつたら、これはまさに優等生とおだてられてつ隨に上げられたまま梯子をきれいに外されたという状態に北海道はなるわけです。そのことについて、責任ある農水当局はどう考へるんだ、ということが我々の問題提起であります。これに対しては、今までのところきちんと答えてはいない。大まかに言つて、だいたいそういうことが私の申し上げたいことであります。

二・基本問題調査会答申の検討

(一) 「中間とりまとめ」で両論併記 となつた四つの論点

この「基本問題調査会答申」というのは結局どういふことを言つているのか、これは大変重要であります。というのは、農基法の法案が出てくるのに先立つて、平成一〇年一一月ですから、つい二カ月前の一一月に「農政改革大綱」「農政改革プログラム」というのが農水省から出されました。これはほとんどの「基本問題調査会の答申」そのままに書かれています。その通りこれから農政改革を進めていく。それで恐らく出てくる基本法はそういう内容になつて居るだろうと思います。ですから、これにどういふことが書かれているかといふことが大変大事なのであります。それを言つたためには、この「中間とりまとめ」から話していつた方がわかりやすいかなと思います。「中間とりまとめ」で両論併記になつた四つの論点というのは、皆さん十分ご存知だと思いますが、さつきじで読んだ次のとおりにまとめておきました。「よく

知られてゐるようになります。では次の四点について委員会の意見の一一致が見られず、両論併記となつてゐる。一、食糧安定供給確保において国内農業を基本と位置付けるかどうか。二、食糧自給率を政策目標とするかどうか。三、株式会社に農地取得の権利を認めるかどうか。四、中山間地農業に直接所得補償方式を導入するかどうか」この四つについて意見が合わなかつたのです。

中身はだいたいわかると思いますが、食糧安定供給確保というのは、今回の答申はおそらく今度出てくる基本法も、一番の目玉と言つたのをどうか、キャッチフレーズとしては、総合的食糧安全保障政策の確立というが冒頭にうたわれます。これは非常にいい言葉であります。しかし、その食糧安保というのは「総合的」というのが曲者で、「総合的」とは、何が意味か」と聞いたことがあります。これは「国内生産と輸入と両方で食糧の安全保障をやっていくのだ」と、そういう意味で総合的と言つたのだそうです。食糧の供給を確保する場合、それならば輸入に重点があるのか国内農業に重点があるのかといつたことがこの委員会で議論になりました。当然農業サイドの委員は「国内農業が基本だ」と言つたけれども、財界とか銀行とかマスクの人達は、「その言ひたいけれども、日本農業にもうそういう力はないんじゃないのか。むしろ輸入を基本にして食糧安保を考えいかなければいけない」という議論が非常に声高に出たのです。

結局意見が一致しなかつた。当然食糧自給率についても、こつちは「自給率が四二%まで下がつたまゝにするんだ。先進国でそんな国はない、上げろ」と書つたのに反して、それに反論といつるのは、我々も議事録を読んで驚いたんですね、「今日本で食糧自給率の上昇なんて言つたってそんなことは守られない。守られもしないことを基本法にのつけて、食糧自給率が下がつてはいけない」という主張がまかり通つてきたのです。だからこの状況でこの調査会が進め

られてきたが、我々はちょっとびっくりするような感じをしました。

それでも少しだけ積極攻勢に出していくのが、この株式会社の農地取得です。結局そういう立論から言つて、もはや農地法で権利が認められている日本の農業者は日本の農地を保全し国民に食糧を供給する機能を失つたんだ、資格を失つたんだ。だから農地法の規定を解除して、株式会社、法人、そういうものに明け渡しなさいと、そういう要求がここで出てきました。これは財界の前からの提案であります。だから向こう側は、今回の基本法の改定といのうは、まさにそういうチャンスとして受け取つていたということであります。

それから中山間地農業に直接所得補償方式を導入するかどうか。これも私がさつき言いましたように、北海道から見れば、中山間地農業は大事ですかれども、何故中山間地に限定するのかということを僕らはすつと言つてきた。一番大事なのは平場の專業農家ではないか。そこも含めて「テカップリングを議論するなり議論してほしい」というのが我々の立場だったのですが、この委員会は最初から中山間地に限つて議論するという枠をはめてきて、しかもそれに対して直接所得補償方式を導入するかどうかということも意見の一致が見られなかつた。「そんなもの導入しても、ジジババしかいないといろに金をつき込んだてドブに捨てるようなものだ」というような発言がまかり通つたそうです。特に銀行を代表する人達がそういうことを言つているのです。どちらがドブに捨てているのか、どういふことを言つたいわけですね。とにかくそういう議論がされた。

(二) 各界の反応と北海道からの意見具申

「中間とりまとめ」に危機感を抱く

全体としてこれをみると、私はこの「中間とりまとめ」を見て非常に危機感を感じたのは、ものすごく後退したところでの論点なのです。自

給率だつたら、五〇%か七〇%といつてひで戦つてゐるのなつわかるのですが、自給率という言葉を使うとか使わないとかいつてひでやつてゐる。ものすぐ戦線が後退してゐる。そういうところで、皆さんの立場からいふと、農業団体の代表はちゃんとやつたのかどうかとか、そういうチェックも必要だと思います。我々も学者仲間が入つてゐるわけですから、ちゃんとやつたのかということを言つのであります、「農業団体がなかなか口を開かないから我々は言いにくんだ」と。むしろ消費者団体の方が頑張つていたというような話がありまして、このあたりも、これからは農業者を代表するのは一体誰なのかといつてもちゃんと考へなければならぬと思います。

いずれにしても、これが公開されると全国からのものすぐ反応がありました。「一体何を議論したのか」、「これでは困る」ということが、特に地方のいろいろな農業団体、消費者団体だけではなくて、自治体の議会決議という形で、府県議会などでも同様ですが、食糧自給率向上の決議とかですね、私たちが先ほど言つたようなことを出してきました。これは結構効果がありました。農水省が事務局をやつてますから、農水省のもとにそういう意見書がどんどん全国から来ます。ぜひ意見を寄せてくれといつて呼びかけていますから無視するわけにいかない。それで財界側に立つた意見書というのはほとんどなかつたそうです。だいたいは日本の農業を守れど、そういう方向で議論をしようという、我々とほとんど同じ趣旨のものがほとんどでした。このことじだいふ調査会の雰囲気は変わつたようあります。

事務局の農水省としても、実はかなり前半の議論ではあわててゐたのです。こういう市場原理派といつてはじょうか、こういう人達の議論といつては突き詰めていくと、貿易とかそういう需要供給といつては市場原理に任せなさいと、政府が余計なことをやるなし、つまり農業政策はいらない、もつと言えば、農水省もいらぬといつて話になつていくわけです。ですから役所も流石に慌てて、むしろ全国から集まつた意見書を

材料にして役所としての体勢を立て直したといつてころがあります。それで後半の議論はだいぶ事務局が引つ張る形で、もつと農業確立の方向で議論をしていただきたいといつてことになつたようあります。最終答申は中間とりまとめから見れば相当書き返したといつてか、それよりは良くなつていたというのが我々の評価であります。

(三) 地域農業の検討を怠つた最終答申 自給率の数値目標を見送る

「最終答申は私たちの主張にどれだけ答えたか」というのがありますけれども、「数百の意見書が寄せられ、その内容のほとんどが私たちの主張と基本的に同趣旨のものであつた。そのこともあって平成一〇年九月に提出された最終答申は、中間答申に比べれば国内農業の再生という理念において前進があつたと評価してよい」ただし、「なぜ基本法を変えたのか」という一番我々が聞きたかったことについては、非常に抽象的な「二一世紀になるから新しいのが必要なんだ」みたいな非常に抽象的な文章で、まとめて答えていないといつて、そういうことを私の文章の中に書きました。

それで最終答申で、この中間とりまとめの四つの論点といつてはじめなつたのかということを見てみますと、まず第一の、国内農業の位置づけです。これについては、「具体的政策の方向」の第一項目に「総合食糧安全保障政策の確立」ということを掲げ、「食料の輸入依存度を更に高める」とは我が国の食料供給構造をより脆弱にすること、資源の制約の強まる地球社会において自國の農業資源を有効活用することは各国の責務であること等から、農業構造の変革等による生産性の向上を図つていくことを前提に、国内農業生産を基本に位置づけて、可能な限りその維持・拡大を図つていいくべきである」といつふうに、かなりはつきり書いております。

それから、国内農業の維持・拡大の指標となる食料自給率について、「それは食料政策の方向や内容を明示するものとして、意義があるものと考へられる」と述べるに止まつており、期待された数値目標の設定は見送られた。我々は食料自給率を何%まで高めるということをはつきり言つてほしかったのです。そのためにはいつたい何をどうするのかどうことで全体をつくつていつてほしかったのですけれども、これでは目標が定まらない。それでも「自給率という概念 자체があいまいで使うべきでない」という意見さえあった中間答申に比べれば一步前進であるが、目標値の設定を要求した私たちの意見には答えていないということあります。

それから二番目の株式会社の土地所有については、株式会社の農地権利取得について最終答申は一、農地の有効利用が確保されず、投機的な取得につながるおそれがある。二、周辺の家族農業経営と調和した経営が行われず集団的な活動によつて成り立つてゐる水管理・土地利用を混乱させるおそれがある、といつて理由を挙げて、「株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めぬことは合意は得難い」といふうにとにかくノーと言つたわけです。しかし出口は一つ開けておきまして、すべての株式会社に拒否的なのではなく、現在の農業生産法人や農家が、今の法人というのはだいたい有限会社ですね。これが更に発展して株式会社になる場合がある。そういう場合はいいだろうといつことを書いています。そういう場合だけではなくて、それをもう少し拡大して、普通の株式会社でも眞面目に農業に取り組むといつことが証明されていればいいだろうといつことになつております。「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少ないと考へられる形態」については、株式会社が土地利用型農業の經營形態の一つとなるということを認めるとしており、出口を一つ残す答申となつたということです。あと直接所得補償方式は、中山間地のテカッフルリンクについては政策として有効であるといつふうに書いてあります。

全体として、株式会社については引き分けなので、自給率については、自給率は政策として採用するところのつづつと見つてくれたのだけれども、数値目標を結局出さなかつたから、全体としては一勝一敗一引き分けということになるかなといつふうに私たちは読んでおりました。

それとやつぱり我々にとつて一番残念だったのは、本当の論点というのは4つだけではないはずなのです。価格は全部市場原理でいくということが頭に書いてありますけれども、それは全会で一致したのかどうかですね。どうも一致してゐたようです。そのことについて我々はもつと物を言わなければならぬし、何よりも、最初に申し上げた、なぜ基本法を変えなければならないのかといつことについて、もつと明確にその理由付けをしてほしい。そうすれば、農政としてどうの責任を取らなければならぬのかといつことを基本法にもつと盛り込むべきことがはつきりしてゐるのではないか。このことについては全く見送られました。

(四) 北海道農業に触れずに見送る

それから残念なのは、北海道について、これは他の地域とは違つ、特別な意味をもつた地域なんだから、北海道をどう見ているのか、それに対してどうするのかといつことについて、せひ触れてほしいといつことになります。そういう場合には、これをもう少し拡大して、普通の株式会社でも眞面目に農業に取り組むといつことが証明されていればいいだろうといつことになつております。

「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少ないと考へられる形態」については、株式会社が土地利用型農業の經營形態の一つとなるといつことを認めるとしており、出口を一つ残す答申となつたといつことです。このことは我々がいろいろがつかりしたといつ語ばかりしてますが、全くどうにもならないといつことを申し上げたいわけではないのです。何も手掛かりがなかつたら頑張りようもないわけですから、こいついう声というのは我々だけが言つてゐるのではない、当然農業団体も言ってゐる、それから皆さんを代表する国会議員の先生方もいるわけであり

ますから、それはいろいろ農水省にとつては、北海道をどうするんだといふ声は届いております。それに対して全く考へていませんと言つわけにはいかないわけです。はつきり言つていないので、これはひょっとしたら北海道のことと言つてゐるのかなということが散りばめられております。ですか改革大綱、農政改革プログラムの中に、これはひょっとしたら北海道のことと言つてゐるのかなということが散りばめられております。ですか皆さんもこれからこういう文章をよく研究してその中から手掛かりを見つけて、どんな小さな入口でもいいからそれをこじ開けて光を入れるというようなことをやつていかなければならないのではないか。そういう立場で読めば、結構いろいろ手掛かりはありますよという話をこれからしよーと思います。

三、最終答申にみる新しい基本法の骨格

(一) 総合食糧安全保障の理念に政策的裏付けはあるか

まず最終答申にみる、二番目のところです。先ほど言つたようにこの答申は「総合食糧安全保障」という力強い理念を掲げて、そのために国内農業を維持・拡大するということを宣言しているわけです。これも一つの手掛けりなのですけれども、総論としては非常にいい総論を掲げていると思います。しかし問題は名論の方です。それをじやあどうやってやるんだということについての政策的裏付けがほとんど見られない。作物別の名論になると全部「価格制度の見直し」、「市場原理の一層の導入」ということで書かれておりますから、これは間違いなく価格が下がつてくること、下がつてくることですね。価格が下がつてくることで、一体どうやつて国内農業の維持・拡大を図るのか、ここが一番聞きたいところです。できるわけないわけです。価格というインセンティブですね。これを抜いておいて、維持・拡大しようとしてもできるわけがない。

(二) 食料自給率についての調査会の認識

それともう一つは、食料自給率についてです。食料自給率四二%と言つていたけれども、いへじう議論をしていらっしゃるうちに四一%まで下がりました。これをどこまで上げるのか。やっぱりその目標をちゃんと示さないと政策と言えないのではないかということを、我々だけではなくてみんなが言つてきたのですが、ある意味ではここに書いてある食料自給率の認識というのは非常に問題がありまして、つまり食料自給率のはどうやって決まるかというと、要するに「消費者の選択で決まる」と書いてあるのです。消費者が国内農産物をたくさん食べれば自給率は上がるし、輸入物をたくさん食べれば下がるんだと。それと国内生産者が消費者に選んでもらえるような、安全で美味しいものを供給すれば上がるし、それが供給できなければ下がる。いずれにしても消費者と生産者の努力で決まるのであって、政府の政策には関係ないと。関係ないとは書いてないのですが、要するに政府には責任がないといふことを言つてはいるわけです。これはちょっと恐るべき認識だと思います。食料自給率をどうするのかと、これはもう政策問題です。そこがやっぱり一番農業政策の根本だといつぶうに私たちちは思います。皆さんもそう思うでしょう。だから上げようと思えば、いろんな誘導策を取りなければならぬのです。最終的には消費者だとしても、どういつ誘導策を取るのか。やっぱりそれがなかつたら、とても政策とは言えない。それに対して、だからやっぱり何%ということを言わせなければダメなんだ。これはたくさんの人々がそう言いました。自民党的農政対策でもやつぱり食料自給率を明記せよということを言っております。

その結果、これが手掛けりの一つなのですが、この中では食料自給率の目標の策定というのがあって、「食料を安定的に供給することも、不測の事態における食糧安全保障を確保するとの基本的考え方方に立ち、

生産・消費両サイドからの食料自給率向上に向けた取り組みを前提として」というのは、今さつま私が言つたことじです。基本は生産者と消費者だよとのいふことを言っておいて、そういう「関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての食料自給率の目標を策定する」こういう書き方です。「食料自給率の目標を策定する」といふことをせつまうと書つたわけです。ただし、「関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての」、という言い訳がましい言葉がついてゐる。」これが気にくわないので、一応「目標は策定する」といふことは言わせた。

じゃあ、何%なんだといふことがすぐ出でますね。これは全中及び自民党は五〇%ということじで、農業新聞などにもだいぶこの五〇%キヤンペーンが張られましたけれども、それで一応基本法にも数字を出すといつふうに言つています。五〇%と書くかどうかといふのはまだわからぬのですが、伝え聞くところではたぶん四七%といふ数字になるのではないかと、だいぶ値切れてゐるわけですね。独立国として四七%を目指すなんていふのは、それだけでもちょっと恥ずかしい。少なくとも五〇%以上でないじ、それこそ基本法に書く数字ではないのではないかと思うのですが、四七%といふ数字が見え隠れしてゐるのだぞうじゅ。

しかし考えてみると、今四一%。これを四七%までもつていくといつても並大抵のことではないわけです。例えばこれを内地の米については元々自給状態ですから、これを畑作それから畑産、そういうもので上げていこうと思つたら、例えは小麦だけで一%上げようと思つた今の三倍生産しなければならないのだそうです。これは結構大変な話です。いやあ価格どうするんだ、というような話がすぐ出でくるわけです。それじやつぱり米以外のもので頑張らなければならぬことになれば、野菜・花といふのは価格的には高いのですが、カロリーベースで言うとあまり当てになりませんから、畑作・畜産・酪農といふことになつてみると、これはやっぱ北海道農業が相当頑張らないと自給率のアップへいふことじ、これを読んでいるとかなりテカツブリンクの考え方についのじうじうじにはなりません。その点で食料自給率の目標を策定するといふ

ふうじうじに書つたじうじとは、北海道をひつするかじう問題に否応なしに取り組まざるを得なうといふことじあります。これが一つの大きな手掛かりになります。

(三) 価格支持政策と国境措置のゆくえ

今更、何故米の関税化を

それから、次の価格支持政策と国境措置の話ですが、これは全体としては、国境措置は外す、それから価格政策は見直すと。今は少なくとも生産費所得補償万式的な価格支持はやめるじうじをはつきり言つています。消費者にもっと国産物を買つてもらいためにも価格は下げなければならぬといふようなことも言つています。

それでいつたじうじやつて食料自給率を上げるんだといふじうじじでは、経営安定対策といふ言葉が準備されております。その点で今回の答申の中に手掛かりを求めるとすれば、「意欲ある担い手に対する所得確保対策の導入」という項目があります。これは「価格政策に市場原理を一層活用する」とじうじがその前に書かれていて、それとセットになつていて、市場原理を一層活用すると価格の大幅な下落といふことが起きてゐるから、それによつて「大規模な経営等意欲ある担い手の經營が大きな打撃を受ける」ことを防ぐため「価格低落時の經營への影響を緩和するための所得確保対策を講じていくべきである」とじうじが書かれております。

これがその経営安定対策と言われてゐるものじ、この中を見つづきまと、それは個々の農産物の価格を通じて補償するのではなくて、個々の農産物がこれだけ落ちたからこれだけ補償するよ、といふやり方ではなくて、經營全体としての所得を補償するようなり方をしますよといふことで、これを読んでいるとかなりテカツブリンクの考え方についのじうじうじにはなりません。総体としての経営に対し、所得補償といふことも書いてないの

ですが、役所の人に聞くと、「これはかなり北海道の大規模經營、專業經營を意識した項目です」というふうに言つてゐるので、私たちが言つてきた「平場の專業農家にこそデカップブリングを」、という主張がこういう形でじきそつと盛り込まれてゐるのかなという感じも致します。農政の人は、だから期待していいんだというような言い方をしておりますが、そうだということは文章的にはどににも書いてないのです。これは直接所得補償方式みたいなことをちりつかせると、今は大蔵がものすごい神経を尖らせるのだそうです。だからなかなか書けないのだと。けれどもこういう形でとにかく種は植え込んでおきましたよというようなことで、この辺も皆さん、ぜひ研究していただきたい、いろんなルートで、それが手掛かりだということであれば、それを掴んで放さない、それをもつと大きなものに拡大していくということが、これから北海道のやるべきことになるのだろうと思います。

それから、この雑誌には酪農総研の天間所長の論文（第三十二回所載の論文）が載つております。天間先生、最近物をはつきり言つようになります、なかなかいいことが書いてあります。それで我々と非常に似ていてだいたい同じですが、我々が言わないことも言つております。

最初におっしゃつてゐるのは、国際化対応がはつきりしないと。ウルグアイ・ラウンドからWTO協定ができてそのもとで今日本は大変困っているんだけれども、一〇〇〇年の再協定というチャンスに対してもうするのだといふことが全然書いてない、それこそが一番基本法の大重要なことだったのではないか。そのことについて全く触れていないというのはどういうことなのだと、うつに書いて、それは全く私たちも同じ意見であります。やはりこれがないということが一番の問題ですね。

その上で天間先生は、WTOで、これはどういう議論になるかまだわかりません、関税化については長尾さんの方から話があると思いますが、この前バタバタと米の関税化に踏み切ったわけです。あれは結局組織討論というのはどうなつたのか、ほとんど間に合わなかつたのではないか

と思うのですが、今更関税化じきじきでわよと我々もびつくりしました。本当にハ〇〇%とか一〇〇〇%という関税をやつて守れるのであれば、何でウルグアイ・ラウンドでそれを言わなかつたのだということです。あの時関税を選択しておればミニマムアクセスは三%で済んだわけですから。もうハ%近くまで上がつてきて、何でこの今のタイミングであいつの問題を出してくるのか。誠に不信であります。その辺の国際化対応が全くなつていない。なつていないと、霞が関がわかっていないのかあるいはかなり重要なことを隠しているのか、これは大変不信感を持つわけであります。いずれにしてもこれからは、まして関税化ということになればなおのこと、天間先生がここで言つていますが、価格はもう市場価格でいくしかない。つまり価格が下がれば消費者も喜ぶわけです。しかしそれでは農業がもたないからそこはデカップブリングで行けど。だから今まで価格支持政策に使つていた金を直接所得補償方式に回して、それを農家に補填せよと。既にそれはヨーロッパもそうだしアメリカもそういう方向に来ているわけです。

(四) 直接所得補償政策の導入をめぐつて

この天間先生が出しているデータが非常に重要であります。「地域と農業」第三二回の第1表「主要国の農業関係予算の動向」というのがあって、これは結構よく見るデータなんですが、アメリカ、EU、日本というものが書いてあつて、農業関係予算、アメリカが一九八〇年に三四八億ドルとどんどん増えていて、八六年五四八億ドル、八〇年を一〇〇として一五七、六%増えているということです。EUも一一九億ドルから四六二億、これは何と三八八%、四倍に増えている。日本だけが三兆一千億から二兆六千八百億に落ちて、八六%、大幅に減らしているということです。しかもちょっとEJのところを見て下さい。そのうち価格・所得関係費、つまり農家の懷に直接入るもののが日本は一・一%し

かない。しかもこれ減つてしまひます。かつては一四・九%あったと。EJは九五%とか、九六年度もハ九%。

つまり農業予算のほとんどが価格支持、または直接所得補償で農家の懐に入ることになつてゐる。日本は農業予算が少ない上に農家の懐には一割しか入らない。ほとんどこれはどこに行くか、だいたい土建屋さんとか機械屋さんに行く。ウルグアイ・ラウンド対策の六兆百億円といふのもそうですね。ほとんどは事業費といふことで農家のところには直接来ない。アメリカも日本と似ていますけれども、これはちょっと意味が違います。

ですから流れとしては、EJもアメリカもそうですが、農業予算というのは世界的にはどんどん増やしてはいるのだと。しかもそれは直接農家を支援するような形で使われてゐるのだということです。今アメリカはちょっと違うと言つたのは、一六ページの表で「農産物価格と消費者からの所得移転」です。つまり農産物の価格を全体を一〇〇として、農家に入つてくるお金と考え方方がわかりやすいかもしません。農産物を売つて生産者に入つてくるお金のうち、消費者から幾らもつて国から幾らもつてくるかといふ図です。これを見ると日本は九〇%以上、ほとんど消費者からもつてきているということです。ところがEJは消費者からの移転は六割ぐらいです。四割が実質的な納税者からの移転、つまりデカッブリングです。直接所得補償です。アメリカはもつと直接国からもらうお金が多いです。こういうデータをもとにして、天間先生は日本も価格支持ということは消費者と利害がぶつかるから、それよりはむしろ直接所得補償とこうことを主張したらしいのではないかといふ、大変明快な論説をじこで出しておられます。

日本は世界一農産物が高いうことを言われるわけですが、それでも日本ではその割に消費者からの不満といふのはやう強くなかった。もちろん消費者団体は日本の農業を守れといふふうに言つてくれてゐる。それはなぜか。その秘密を解くのが一四ページの「エンゲル係数」だとい

いります。これを見ますと、日本はエンゲル係数が低いのです。エンゲル係数というのは、皆さんよくご存知のように、総支出のうち食費の占める割合です。日本では教育費とかそういうのがものすごく高いから一七・八%。アメリカよりは高いですが、ヨーロッパ各国よりは低いのです。だから消費者はあまり食料品の価格といふことに神経質にならないで農業を応援してくれた。しかしこれからはそのせいかないのではないか。不況になつてきて、消費者の懐がきつくなつてくる。そつするとエンゲル係数も高くなつてしまふを得ないだらう。そつなると当然農産物価格が高すぎるといふふうな声が大きくなつてくるのではないだらうか。そういう意味でも、財政負担か消費者負担かという問題では、財政負担つまりデカッブリングの方向に舵を取つた方がいいといふ主張であります。

こいつらのことについて、私たちはそのままでは言つていられないわけでありますけれども、世界的な流れが価格支持からの所得補償へと、価格政策から所得政策へといへ、そういう流れがあつて、それに日本は全然乗つてない。乗り遅れてはいるところが大幅に遅れてるんですね。そういうことについてどうするのかどうかことに迫つていく必要がある。

四 新しい基本法下で北海道農業の確立を

それからついでに申し上げますけれども、幸さんや長尾さんが入つた座談会、この中に中央会の入江さんが入つておられますので、中央会がどういう立場をとつてきたのかどうとも良くわかるようになつております。この座談会はなかなか問題・論点がわかりやすくてつまり出でて、大変参考になります。(第三十一回所載の座談会)

また、「二十一世紀の北海道農業と農村」という本をぜひ読んでみて下さい。私たち全国の農業経済学会の先生方を中心に、内地の方に二〇〇〇部ぐらいはまつて送り付けたんですけども、大変良い反応

が返つてきています。つまりいつのことをやつたのは、この間、北海道だけなのです。地域農業の立場から中央にはつきりものを言つた北海道に感動したと、さすが北海道だと。こちから内地は二種兼農家ばかりで鈍感で、我々もあまり声を上げないでいたけれども、基本は北海道と同じだと。やっぱり今一番ものをはつきり言えるのは北海道だと、いつことじで、それに励まされて我々も頑張ります、というような反応がたくさん返つてきます。これは研究者仲間の話ですが、行政や農業団体も同じだと思つてます。向こうの農業団体といつのは今なかなか正論を言えない、専業農家が小さくなっていますから。むしろ農地が潰されて転用されれば二種兼農家は喜ぶみたいな構造がありまして、そういう中で、やっぱり北海道から声を上げるということをみんな期待をしています。

質疑

司会： 石狩北部地区の改良普及センターの武澤さんから、WTOを受入れをしなければならなかつた背景はいったい何なのか。これは恐らく、非常に厳しいWTOの攻撃を受けていたといつよくなつただと思つのですが、この背景はどういうことなのか具体的にご教示下さいとの質問です。

WTO協定受け入れの背景

大田原： これは難しく考へると、我々がわからないいろんな背景があるのかもしれません。しかし素直に考へますと、WTO協定といつのは

ガット農業合意を協定書にしたものですから、ウルグアイ・ラウンドで日本が農業合意を飲まされたのはなぜなのかということになるのだと思います。ウルグアイ・ラウンドといつのは一九八六年に始まって九三年に終わる、要するにあの頃は今と違つて、日本の国内でもそつだし国際的にもバブルのまつ最中にあつたのがウルグアイ・ラウンドなのです。全体の論調もそつらうことで、二つの条件があつたわけです。一つは日本が膨大な貿易黒字を持つていたといつこと。それから世界的に農産物が過剰だったといつことです。過剰で、アメリカとECがお互いに輸出補助金を付け合つてダンピング競争をやつていた。それでそれが両方の財政を圧迫して、これではどうにもならないからお互いに輸出補助金とか市場閉鎖といつとは止めよう、貿易を自由に任せようといつことで、アメリカとECが最終的には手を打つたといつことです。

そういう中でもやっぱり日本は自由貿易、工業製品の方では自由貿易のメリットを満度に受けて、自動車から電気製品から日本の工業製品が世界中にあふれていた。日本はもう黒字が溜まつて溜まつてどうしようもない。この黒字減らしをどうするんだ。これは農産物貿易でやるしかないのではないか。じつはこれがまたわけです。ですから結局それに妥協せざるを得なかつた。マスクもあの頃の論調は、日本はこれだけ工業で儲けていて農業だけ市場開放しないといつのはおかしいと。農業は迷惑を被るかも知れないけれども、小指の痛さと全身の痛さとどつちが大事なんだといつキャンペーンをマスクが張つたわけです。そういう中で、国内的にも農業擁護派はそういう市場開放派にやられたと。それがやっぱりWTO協定の背景でしょ。

しかしそのことが今どうなつてゐるか。これは逆になつてゐるわけです。世界の食料の自給は過剰基調でした。しかしそれも九一年までで、それ以降はむしろ不足だと。二一世紀は膨大な食料不足の時代が来るといつことが既に言つてゐるわけです。それと貿易黒字の問題も、今の日本の日本はまだまだ黒字ですけれども、これはむしろ日本の工業の方

が少しおかしくなつたときにアメリカが絶好調になつていて、自動車とかそういうところでも負けている。そういう背景を考えれば、次の二〇〇〇年の再協定では仕切り直しということが当然されなければならない。そういうふうに考えております。

司会： 今お指摘のよいで、二〇〇〇年にまた交渉の再開がなされるわけですが、今先生のお話のように、情勢も変化しておりますし、特に私どももウルグアイ・ラウンドが決着をみると、消費者の意向というのがあまり農業関係の人はつかんでいませんでした。その後、ものすごく消費者への接近が始まって、最近では生協をはじめ総理府のアンケート調査をとっても、八〇%から九〇%は食料は国内で自給しろという消費者の要望が非常に強いということを背景にして、再交渉には地方自治体や農業団体をはじめると政府に迫つていかなければならぬのではないかと考へます。

経営安定対策は本当か

大田原： 補足したいことがあります。さつきの経営安定対策です。これが本当に「デカップリング」的なものになるのかどうか、半分期待して半分危ないなと思ってるのですが、これは中身はどうなんだと聞いてみると、新しい米政策ですが、既にテストケースで出しているという説明をされます。あれは一種の保険方式ですね。あれで経営安定ということになると、このことについて、これはぜひ皆さんに議論していただきたい。この農政改革プログラムの中でも、経営安定対策という項目の次に農業災害補償制度の見直しというのが出ております。今の共済制度というのは自然災害による損害を補償するという制度です。ですから多分考えていることは、それに市場価格の暴落というのも入れて市場価格が下がつたときも共済で補填できる、そういうのを考えていくのです。

もしもうだいすれば、私はこれは経営安定政策としてはならないのではないかと思います。米地帯ですから皆さんよくおわかりだと思うのですが、保険というのは偶然的な、それこそ天災みたいに偶然的に上がったり下がったりするときは有効ですけれども、傾向的に低落していくといつことに対する保険は無力です。だから新しい米政策も、過去三年間の平均価格との差額の八割を補填するということですから、この過去三年間の平均がどんどん下がつていけば、どんどんどんどん補填されるのは小さくなつていくわけです。実は共済制度に市場価格の低落といつの盛り込んでやるというのは、既に愛媛県がミカン危機のときに一度やっています。でもこれはミカンの自由化がどんどん進む中で一年間ぐらいで破綻したはずです。保険ではなくたない。だいだい私たちに言わせれば、政府がWTO協定を受け入れたことから起きたこの価格暴落を補填するのに、何で農民が掛け金を払わなければならないんだと。保険ではなくて政府が責任をもつて補償するという制度にしなければダメじゃないか、EFOはそれをやつていますよといふことなのです。ですからこのところは米地帯として、それでいいのかどうかという議論をせひしていただきたいと思つております。この点については、多分長尾先生の方からも後でお話が出ると思いますが、この経営安定対策との関わりでちょっと補足いたしました。

司会： それでは「北海道の稻作経営問題」ということ由長尾先生お願いします。



▲司会の幸さん

北海道の稻作経営問題

釧路公立大学経営学科 教授 長尾 正克

一・コメ関税化の意味

(一) 米の関税化特例措置の受け入れ

長尾： まず、今回は北海道の稻作経営問題を抜本的に見直す時期ではないだろうかといつことで、後で大変重大な提案を皆さんに致したいと思っております。

「コメ関税化の意味」という話になりますけれども、米関税化の意味について述べたいと思います。昨年農水省はまことに国会決議を経ないまま「米輸入関税化」に踏み切ったわけですが、その理由を聞いて実

は大変驚いたわけです。農水省の論拠が第一に、早期の関税化はミニマムアクセス米の輸入量を減少させる、第二に、高関税化で輸入をストップする、第三に二〇〇〇年からのWTO協定の見直し交渉に有利、といふものであったからであります。こんなことは九四年のガット・ウルグアイウンド交渉で合意しまして「米の関税化特例措置」を受け入れたときから既にわかっていたことでは無かるかといふことなわけです。

しかしながら既にわかっていたことでは無かるかといふことなわけです。しかし、よくよく米の関税化特例措置というものを見てみると、関税化を拒否したのではなく、将来の関税化を前提として単に関税化を遅らせるための措置であります。しかも、当時ですらよりも低い三%から五%で済んだわけであります。しかも、当時ですり

実質上輸入禁止的な高関税を張る方法があつたわけです。ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉では日本はこのよだな輸入禁止的な高関税を張る方法をガットの事務局から提示されていました。とにかく、そういうことを農家の方を含め、我々に知らせないで、マスコミは知っていたのでしようけれども、そういうことは報道しなかつた。情報をコントロールされていました。このような輸入禁止的な高関税を張る方法は、EIIがます採用し、当初はそれに反対していたアメリカまでも同様な手法をとつて保護したい農産物を守ろうとした事実を、最近になつてやつとあちこちの情報がわかつて、明らかになつたわけです。

(二) 米の関税化特例措置の受け入れ

ガット・ウルグアイ・ラウンド合意時には、マスコミがそんな高関税を張ることは不可能であるといふ論陣を張っていたため、私も諦めてしまったのです。もうこれはとにかく貿易の自由化なりグローバルスタンダードといふことで、市場経済の進化という流れに対し難しいのかということ、止むを得ない決断だったのかなといふ経過があります。

しかし、よくよく米の関税化特例措置というものを見てみると、関税化を拒否したのではなく、将来の関税化を前提として単に関税化を遅らせるための措置であります。農水省はそのために敢えて過酷な輸入

義務量を受けたわけではありません。というのはミニマムアクセス米を引き受けたということです。この特例措置を二〇〇一年以降にも継続させようとすると、関税化の時計の針は進んでおり過酷なハ%のミニマムアクセスに加えてさらに「追加的かつ受入れ可能な譲許」として、ミニマムアクセスの上乗せを義務づけられていました。



▲講演する長尾先生

表1 コメの国別輸入割合及び数量（95—98／10月までの量）

(単位: %, トン)

	輸入国名	ミニマムアクセス米		S B S 米	
		輸入割合	輸入量	輸入割合	輸入量
うるち短粒	アメリカ	0.0	85,000	34.6	49,439
	中国	8.5		49.9	71,180
	オーストラリア	0.0		8.1	11,556
	その他の	0.0		2.6	3,665
	計	8.5		95.2	135,839
うるち中粒	アメリカ	64.6	650,000	2.0	2,835
	中国	0.0		0.0	
	オーストラリア	26.9	271,270	2.5	3,587
	その他の	0.0		0.3	436
	計	59.5	922,181	4.8	6,858
うるち合計 (短粒十中粒)	アメリカ	64.6	650,911	36.6	52,273
	中国	8.5	85,000	49.9	71,180
	オーストラリア	26.9	271,270	10.6	15,143
	その他の	0.0		2.9	4,101
	計	100.0	1,007,181	100.0	142,697

注1) ミニマムアクセス米としては、うるち長粒種、もち、破米も輸入されているが、上記表からは除いてある。

さらに、このミニマムアクセス米の受入れに対して、政府は「米のミニマムアクセス導入に伴う転作の強化はおこなわない」という閣議決定もありまして、これまで加工米、援助米、飼料用米と主食以外の供給がなされるということも主張してきたわけですけれども、しかしミニマムアクセス米の中には輸入業者と卸売業者などのユーザーが連名で入れす

NOBOS米（売買同時入札米）が一定量ありますし、その大部分が主食

といふか、それが全部主食に回っていると言われています。実はこれもSBS米が北海道米や青森米、一部岩手米とバッティングしているといふことなわけで、自主流通米市場における北海道米の暴落はこれが原因になつてゐると言われております。そして、これは後の表1で見ていただけではわかるのですけれども、奇妙なことにこれまで輸入されたSBS米の四九・九%が中国米で、三六・六%がアメリカ米なのです。中国はWTOの正式メンバーではないはずなのに、なぜ中国米を入れようとするのか。中国米の大半があきこまかといつ品種を使つていて、これを考えれば、非常にこれは問題ではなかろうか。農水省は「ニーマムア」セス米が主食に転用されないようになぜチェックしないのであらうか。これらの、外国の援助米には日本のお米も援助米として無償で出してあるのですが、この「ニーマムア」セス米にだけは自給に迷惑をかけないと言いながら、実はそういう形で実際にかけているのです。こういうことが非常に疑問なわけです。

(三) 関税化による過酷なしわ寄せ

このように関税化によりもつとも過酷なしわ寄せが稻作農家、とりわけ北海道・青森の稻作農家にくることがほぼ事前に予測できたはずの「メキシコ税化特例措置」を政府はなぜ選択したのか、説明をする責任があるのではないかと思います。極端なことを言いますと、「ニーマムア」セス米の販売差益、マークアップを得るために北海道の稻作農家を売つたのではないかというそういう疑いもあるわけです。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意はわが国の食料の安全保障からみても、極めて深刻な問題を提起しております。食糧問題が安全保障上の問題になるほど食料自給率が低い国としては、輸入国側は輸入に対する関税の方式しか制限の方法がないのに、輸出国は自国の事情で輸出を制限したり、禁止の方策をとるということが可能な農業協定になつ

ております。

門戸を開いて自分たちの農業がコストで負けて、じゃあもう相手に依存しますよ。その場合相手側はその分だけ自分の国と差別しないで同じ条件でこっちの方に売つてくれなければ、それは自由貿易の原則にならないわけですけれども、そういうことになつていないので。それでは罰則規定がないから輸出禁止をしたりいろいろなことができるわけです。このように不平等条約になつてているわけであります。買いたくても買えず、政治上の問題で輸出を制限されでは、輸入依存国の不安は、食料ですからものすごく大きいものになります。どんなに外交関係が緊迫しても、経済制裁や政治上の制裁の道具として食料を使わないことを輸出国は約束してくれなければ困ります。これを日本では要求したのですが、アメリカは約束をしなかつたのです。沖縄でも何でもそうですね。NATOの軍事基地と日本は全然違つて、NATOは犯罪を犯したのを基地にいても逮捕できますけれども、日本は逮捕できないという、こういう不平等なことを平気でなせ認めるのか。

(四) 農水省、外務省、マスコミによる情報操作

このようにガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の中身に関する情報が他国の主張を含めて極めて不足していたのは、明らかに農水省や外務省、さらには新聞をはじめとするマスコミによる情報操作によるることは疑いのないことであります。このためわが国農業の将来を決定づける国際条約が、我々農家の立場に立つうとする研究者や何かをつんぼさじきに置いたまま決定されてしまつたということとなわけです。

農水省はなぜこれまでして北海道の稻作農家を苦しめようとするのか。これはぜひ説明を聞きたいというものです。私がなぜこう怒るのかといふと、当時の細川首相は受け入れたときに何を言つたかといふことです。この回答は、細川さんが農業のことをわかつてゐるわけない

んですから、これは農水省の官僚が書いた作文を彼はそのまま読んだわけであります。という」とて、カット・ウルグアイ・ラウンドの交渉過程において、わが国の選択肢は三つありましたと、彼はこう述べています。「第一は、調整案の受け入れを拒否し、他の調整案を出して包括関税化への反対を続ける道、第二は、農業合意案の原則にもじり、お米を含めた包括関税化をそのまま受け入れる道、第三は、ウルグアイラウンドを成功裏に終結させ、かつわが国の立場を可能な限り確保するぎりぎりの妥協点として調整案を受け入れる道であります。

まず第一の道については、現時点での別の修正案を出しても、交渉の現状からみて賛成する国は皆無であり、従ってこの道を取ることができないことは明らかであります」つまりあくまでも国境措置を入れて輸入制限をしますということは難しいといふことは、「これはこういう見方でいいんだろう」と思います。「次に第二の道は、わが国の農業・農村に深刻な影響を与えてその存立を危つくるものであり、到底この道を選択し得るものではありません」。関税化受け入れというのは、ついこの間中川農林大臣が受け入れた関税化の受け入れであります。

この二つことを言つて受け入れるのは何だろかといふことなわけです。そして要するに「第三のミーマックス米を大量に受け入れなければウルグアイ・ラウンドが崩壊し、そのこと自体でわが国が国際的に非難を浴びるだけでなく、各との保護主義を助長しわが国経済の存立基盤も危うくなる」とは必定であります。また関係国からわが国の農産物輸入制限について、ガットの場合は一国間協議においてさらに厳しい条件を受け入れることを強いられることが考えられます。以上の考慮すべき幾つかの点を総合的に判断した結果、私は将来にわたる国益を考えて私の責任において、先ほど申し上げた第三の道を受け入れることと致しました。

非常にふさけていいる話で、その時じやあ自民党はどう言ったかと言いますと、一部抜粋で言いますと、「わが党はダンケル最終合意案が示さ

れて以来、その不公平さを指摘しつづけて参りましたが、わが国の安全保障にかかる重要な調整案に対する細川内閣の対応は極めて不十分かつ不透明なものであります。取り分け他の分野では例外を認めるなど極めて現実的な解決が図られているにもかかわらず、農業分野では包括関税化の例外を一切認めないと非現実的提案への対応のため、ダンケル最終合意案を上回るミーマックスを受入れ、米・乳製品等の輸入拡大への道を開いたことは国会決議に明らかに反する行為といわせるを得ません」と。これはまさにこの通りで、自民党としては目的を得た批判をしたと思います。しかし、細川内閣は一年も満たないで退陣して、その後は自民党が確かに政権を握っていたのに、なぜじやあ早く関税化の道を入れなかつたのか、受け入れなかつたのかというの、それはわからないです、これはやはり説明してもらわなければならないです。

日本の政治というのはアカウンタビリティー（説明する責任）という、なぜそういう政策を採用したかということを説明する義務は他の外国は必ずあるにもかかわらず、韓国でさえあるのに、日本だけがそういう責任を取ろうとしないのです。これはやはり大変問題なわけであります、ウォルフレンの言つ通り、日本人を幸福にさせないそういう官僚システムといふものに相当大きな欠陥があるといふことは明らかです。

二・北海道稻作の特質—府県との比較

(一) 都府県稻作と北海道稻作の相違点

そしてそういう非常に疑惑に満ちた合意、関税化のあと、北海道稻作というのは一体全体どういうものか、もう一回深刻に見直しをかける必要があるのではないか。その見直しは別表の資料の方にありますので、それを見ていただきたいのですが。まず第2表の方を見ていただきたいのですけれども、都府県稻作と比べて北海道の稻作というのは規模が大きいといふことはもうはつきりしています。北海道は三ヶ所以上で六四

六%を占めておりますけれども、都府県では七六・六%が一九三九年未満であります。

土地生産性を表す指標として「一〇アル」当たりの収量をとりまして、その推移と変化要因を検討するため表3と表4を掲げました。表4は、単収の水準とその増加度合いで、技術進歩、平均単収に対する標準誤差、そして平均変移係数、安定性的度合いを示しています。これを見てみたら

表2 水稲収穫面積規模別農家戸数の構成比の推移

地域	年 度	収穫農家数	収 穫 農 家 構 成 比							10.0ha 以上
			1.0ha 未満	1.0~ 2.0ha	2.0~ 3.0ha	3.0~ 5.0ha	5.0~ 以上	5.0~ 10.0ha	5.0~ 7.0ha	
北海道	1960	115,494	45.4	26.1	16.4	10.7	1.3	—	—	—
	1970	95,389	27.8	17.5	16.1	26.0	12.6	12.2	9.4	2.8 0.4
	1975	61,765	32.1	18.0	14.1	21.8	14.0	13.4	9.8	3.6 0.6
	1980	54,674	23.4	15.4	15.1	26.8	19.3	18.5	13.4	5.1 0.8
	1985(総)	47,097	20.9	14.7	15.3	28.1	21.0	20.1	14.4	5.6 0.9
	1985(販)	46,823	20.4	14.8	15.4	28.2	20.2	20.2	14.5	5.7 0.9
	1990	41,020	17.8	14.2	15.3	27.8	23.3	23.3	15.9	7.4 1.6
	1995	34,153	13.5	10.9	10.9	21.5	43.1	32.9	—	10.2
	1960	5,248,272	87.3	11.3	1.2	0.2	0.0	—	—	—
都府県	1970	4,634,420	83.8	13.6	2.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
	1975	4,095,850	84.5	12.6	2.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
	1980	3,779,604	84.9	12.0	2.3	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0 0.0
	1985(総)	3,503,470	84.6	12.1	2.5	0.8	0.1	0.1	0.1	0.0 0.0
	1985(販)	2,843,565	80.7	15.1	3.1	1.0	0.1	0.1	0.1	0.0 0.0
	1990	2,532,839	81.3	14.2	3.1	1.1	0.2	0.2	0.1	0.0 0.0
	1995	2,266,525	76.6	16.6	4.2	2.0	0.6	0.5	—	— 0.1
	1960	701,129	73.2	21.5	4.4	0.9	0.0	—	—	—
	1970	698,950	67.9	23.5	6.8	1.7	0.1	0.1	0.1	0.0 0.0
東北	1975	656,437	68.5	22.1	7.1	2.1	0.2	0.2	0.1	0.1 0.0
	1980	625,625	68.0	22.0	7.3	2.5	0.3	0.3	0.2	0.1 0.0
	1985(総)	589,695	67.3	22.0	7.5	2.8	0.4	0.3	0.2	0.1 0.0
	1985(販)	533,735	63.8	24.4	8.3	3.1	0.4	0.4	0.3	0.1 0.0
	1990	490,068	64.2	23.8	8.0	3.4	0.6	0.5	0.4	0.1 0.1
	1995	446,393	59.2	24.6	9.5	5.2	1.6	1.4	—	— 0.2
	1960	427,512	72.3	23.5	3.9	0.3	0.0	—	—	—
	1970	392,956	69.2	24.9	5.2	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0
	1975	360,591	70.2	23.3	5.4	1.1	0.1	0.1	0.1	0.0 0.0
北陸	1980	338,281	69.4	23.8	5.4	1.3	0.1	0.1	0.1	0.0 0.0
	1985(総)	313,524	69.2	23.6	5.5	1.5	0.2	0.2	0.2	0.0 0.0
	1985(販)	270,526	64.3	27.3	6.4	1.7	0.2	0.2	0.2	0.0 0.0
	1990	243,504	65.4	26.2	6.0	2.0	0.4	0.3	0.3	0.1 0.0
	1995	218,506	58.1	28.8	8.5	3.5	1.1	0.9	—	— 0.1

資料：農水省「農業センサス」

注1)1985年までは陸稻を含む。注2)1990、95年は販売農家。

わかるのですが、いずれの時期をとっても、技術進歩がありますから傾向値が変動係数でふりますので、三段階に一〇年ぐらいたつ三つに分けて計算してみたのですけれども、六六年から六七年の北海道の変移係数というものは一九・四%、これがハ六年から九五年になりますと一一・八%で不安定性は増えています。都府県は三・七%から九・四%、少し高くなっています。その原因是東北が五・一から一六・四%に増えている。北陸は五・〇が四・九と、これは安定しています。これは何を意味するでありますかということになります。

技術進歩によって不安定性が府県でも北海道でも増幅している背景といふのは、良食味、直接的には異常気象によるところが大きいのですけれども、その背景にはコシヒカリやサニーライシキ、そしてきなづのアのよう冷害にそれほど強くない特定の良食味品種に作付けが集中してしまったということじ、この冷害の影響を強く受けることになったのではないかと思っています。そういうことを全部踏まえて考えましても、北海道稻作は依然として不安定性から脱却できていないばかりか、さらに不安定性を増大させているということすらも言えるのではないかと思つていています。このことが北海道稻作を不利にしてゐるというふうに考えられます。

次に水稻の生産コストを水稻一〇㌃当たり生産費でみますと、都府県と北海道の単収水準は先ほど検討しましたように、それほど差がないのではほぼコストを代表しているとみていいのですが、北海道と都府県の水稻コストを比較しますと、平均値でみる限りは北海道の低コスト性は断然優れています。しかし三公石以上の上層の同一規模になると、その優位性はそれほど差がなくなる。なぜでありますか。これはやはり北海道稻作の技術体系は依然として都府県の中型技術体系の延長線上にありますて、つまり、言つてるのは、自脱コンバインと田植機の体系の流れにあるということなわけです。北海道独自の大型技術体系になつてないことが、転作が相対的に大きく配分されたため、水田規模が大きくなっています。

なつても、北海道は大規模化によるコスト低減という意味での規模の経済性がそれほど発現していないよう見えます。

同じ大規模層同士の比較では、後に述べますけれども、適期作業期間が短い分だけ、大型機械を必要とするのでコストはむしろ高くなりやすいわけです。水田における農業の作業効率を下げるし、労働生産性の向上やコスト低減に大きな影響を与える水田の整備状況は、区画の大きさ、用水完備率そして農道完備率においては、北海道は都府県をやや上回っています。しかも、北海道は傾斜度の低い圃場が多くなつておりまして、とりわけ石狩・空知・上川の主要稻作地帯では平野の優位性がでております。しかし、これほど区画形状に優れているにもかかわらず、都府県の大規模層となると水田が整備されているせいなのか、表5の一〇アル当たり稻作労働時間にみられるように、その水準は北海道と遜色がなく、むしろ優れている場合もあります。北海道において稻作の省力化がなかなか進まないのは、中型技術体系の延長線上にある他に、やはり広範

な泥炭地を抱えていることもその一因ではなかろうかと思います。

それから図1の「時間当たり農業労働報酬の推移」を見てみますと、平均値の比較では規模の大きな農家に限定しますと、労働生産性に遙かに水稲作付け規模が五畝以上の農家が圧倒的に多い北海道の方が都府県よりも少し高くなつております。しかし水稲作付け規模が五畝以上の農家は生産費が安いといつても、価格が低いために労働報酬が高まらない

表3 10a当たり収量の推移

(単位: kg/10a)

年 度	北海道	石・空・上	都府県	東 北	北 陸
1960	400	404	401	459	426
1961	426	429	385	453	421
1962	356	365	411	455	436
1963	396	410	400	432	434
1964	264	265	406	443	442
1965	334	347	395	463	439
1966	284	300	410	449	436
1967	452	457	453	517	485
1968	474	488	446	510	511
1969	351	357	442	495	467
1970	443	455	442	535	469
1971	273	279	421	475	452
1972	500	510	453	513	464
1973	479	486	469	520	499
1974	503	516	452	505	492
1975	446	446	484	553	514
1976	361	373	432	464	455
1977	504	514	476	530	517
1978	536	546	496	560	500
1979	502	514	481	539	485
1980	385	426	414	410	467
1981	413	422	456	448	482
1982	501	527	455	508	512
1983	355	366	466	522	486
1984	551	557	514	574	529
1985	497	496	501	577	522
1986	526	544	507	558	532
1987	472	487	500	564	529
1988	512	534	471	461	511
1989	526	538	494	535	507
1990	540	549	507	565	524
1991	500	532	468	497	493
1992	445	457	509	545	536
1993	203	239	382	304	458
1994	541	546	544	581	538
1995	522	533	508	521	499

資料:農水省「農業センサス」

表4 土地生産性の推移

(単位: kg/10a, %)

期 間	地 域	平均単収	傾 向 値	標準誤差	不安定生
1966 ~1975	北海道	421	12.8	81.5	19.4
	石・空・上	429	12.1	82.8	19.3
	都府県	447	4.8	16.5	3.7
	東北	502	5.4	25.8	5.1
	北陸	479	4.0	23.9	5.0
1976 ~1985	北海道	461	4.1	77.5	16.8
	石・空・上	474	3.3	74.5	15.7
	都府県	469	4.2	30.1	6.4
	東北	513	6.5	55.7	10.8
	北陸	496	4.3	22.0	4.4
1986 ~1995	北海道	479	-8.4	104.3	21.8
	石・空・上	496	-8.6	96.8	19.5
	都府県	489	-0.7	45.8	9.4
	東北	513	-6.3	84.3	16.4
	北陸	513	-2.7	24.9	4.9

資料:農水省「作物統計」

表5 水稲作付規模別10a当たり投下労働時間の推移

(単位:時間/10a)

年 度	北 海 道					都 府 県				
	平 均	300a 以 上	300 ~400	400 ~500	500a 以 上	平 均	300a 以 上	300 ~400	400 ~500	500a 以 上
1960	143.8	133.4	—	—	—	—	—	—	—	—
1963	125.3	116.5	—	—	—	—	—	—	—	—
1965	118.2	115.3	—	—	—	—	—	—	—	—
1968	109.9	107.1	—	—	—	—	—	—	—	—
1970	90.9	88.6	99.1	93.5	81.2	121.5	90.5	96.3	69.1	92.9
1971	80.2	78.2	83.8	76.6	77.0	112.2	80.4	83.6	66.8	91.1
1972	81.1	78.7	85.7	79.8	74.8	101.3	66.7	69.1	53.4	69.3
1973	75.7	71.7	80.1	67.6	70.5	94.2	66.7	71.0	47.8	67.0
1974	70.0	64.1	71.0	68.7	59.5	88.3	60.7	64.7	50.1	52.8
1975	56.5	53.2	67.7	68.7	46.5	83.7	57.7	60.4	53.0	47.0
1976	51.7	49.3	50.2	69.6	39.8	80.9	56.0	58.2	54.2	45.1
1977	44.8	41.5	52.1	55.3	34.8	76.4	54.8	56.5	53.1	48.7
1978	45.6	41.0	43.7	46.8	38.0	75.1	53.5	56.6	51.3	43.1
1979	44.2	40.9	46.6	48.1	36.3	71.8	52.5	57.1	47.4	39.1
1980	43.3	41.0	44.4	54.6	32.5	66.4	47.6	51.8	44.0	—
1981	44.2	42.3	57.3	47.1	33.9	65.4	48.4	51.4	38.4	—
1982	38.3	36.7	45.7	40.2	31.2	63.1	46.9	50.0	42.2	—
1983	40.1	38.3	48.8	46.2	30.2	61.9	47.1	50.0	50.1	31.4
1984	36.5	34.7	44.4	40.6	30.4	58.8	43.6	46.1	43.7	32.0
1985	36.2	35.5	44.5	39.4	32.1	56.5	41.6	43.8	42.6	33.8
1986	36.0	34.9	40.8	39.4	31.9	53.7	39.7	42.5	36.7	36.1
1987	34.9	32.6	34.6	36.8	30.3	52.1	38.0	42.3	31.7	33.8
1988	32.4	30.4	32.1	34.3	29.4	50.0	35.4	36.8	34.1	32.6
1989	31.5	29.7	29.1	35.9	28.6	47.4	33.8	37.1	31.8	29.8
1990	28.7	26.9	30.4	30.2	25.6	45.6	33.1	36.6	28.1	29.4
1991	28.2	26.3	30.0	33.0	24.8	44.1	29.9	32.1	27.5	28.2
1992	25.7	24.5	22.8	34.1	23.0	42.1	28.9	31.8	28.7	26.5
1993	27.3	25.6	—	—	25.2	39.6	27.1	28.7	29.4	23.2
1994	24.2	23.5	25.6	40.2	21.8	38.9	27.0	30.0	29.4	24.3
1995	24.9	23.9	29.0	32.6	22.1	39.2	26.1	30.2	25.8	22.8

資料:農水省「生産費調査」

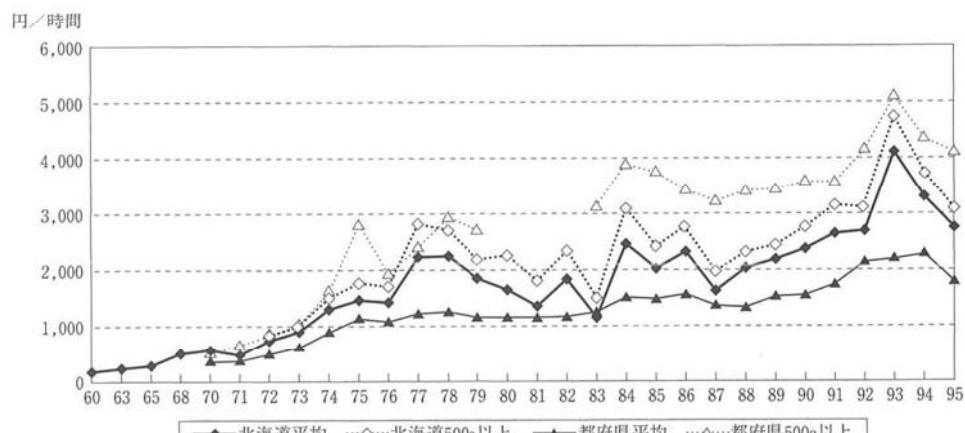


図1 時間当たり農業労働報酬の推移

資料:農水省「生産費調査」

だらうと。既に米とうものは一物一価ではなくて一物多価になつて、ものすごい品質格差で値段が違つてきているということです。
最後に、稻作单一経営の農家経済の推移を検討いたします。図2の

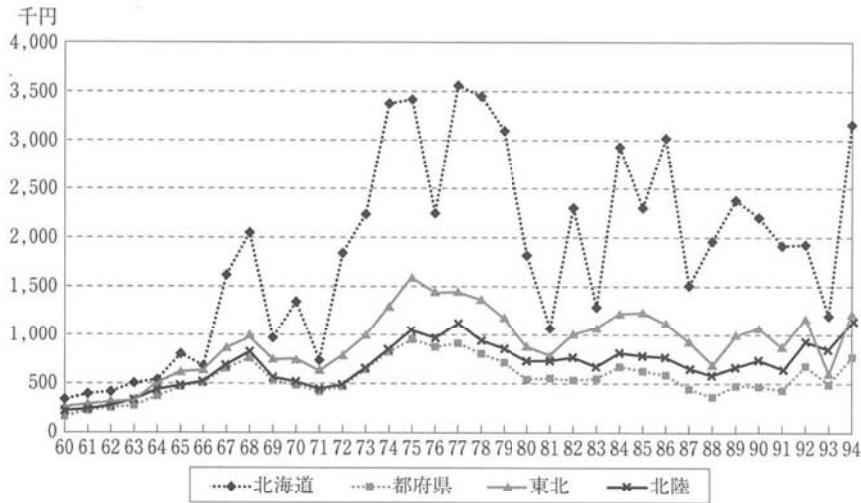


図2 稲作单一経営における農業所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作单一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

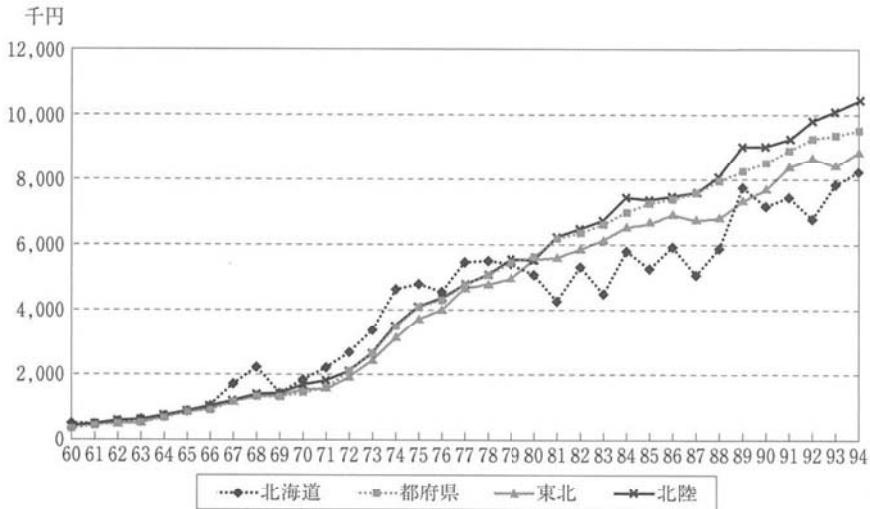


図3 稲作单一経営における農家総所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作单一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

「農業所得の推移」を見ますと、専業農家の多い北海道が都府県よりもかねじて大きくなっています。しかし、農外総所得の推移を見ますと、兼業の機会が少ない北海道が一番下になっています。

それで、農業所得と農外総所得をあわせた農家総所得の推移を見ますと、一九六七年以降は一貫して北海道平均が都府県平均よりやや上回っておりましたが、一九八〇年を分岐点として都府県より北海道が下回りその格差も拡がりつつあります。この原因は四つあると思われ、一つは一九八〇年以降の転作助成金の引き下げ、二つには転作率の拡大、そして三つには自主流通米制度の導入など、実質的に北海道稻作の収益性を低下させる政策がなされたためであろうと思われます。そして四つには、都府県の農外所得の大きな増加があります。この四つの原因により、経済的豊かさの源泉である農家総所得は減少し、北海道稻作農家の家計費を圧迫している様子を窺い知ることができるところが図3であります。

(二) 北海道稻作経営の安定性

北海道稻作の経営安定性について、農水省ではよく北海道は規模が大きいから経済力があつて力があるだろうと言われますけれども、大きくて単純化したほど、実は価格変動に弱いのだということを農水省に説明するために作りました。表6にその結果を示しております。これは、北海道農業基本調査対策の資料のために作ったものを援用しました。これは農水省のデータを加工したものですから、結構説得力があつたのではないかと思つております。これから見ても、結局、北海道の大規模経営というのは価格変動した場合都府県の兼業農家に負けてしまうと、大きい農家ほど負けてしまうのです。

価格が下がると純益が下がるわけですから、それはもう相当な金額で、兼業に行つたぐらではもう埋まらない格差です。ですから農水省が新政策で、これぐらいの規模の農家だったら安定するだらうというモデルに当てはめても、絶対経営が不安定になるということなわけで、農業においては最低価格を補償する何らかの価格安定制度なくしては、市場競争に生き残ることは、近代的な大規模事業経営は困難であります。兼業農家は最も強靭であるという皮肉な結果になつております。自然変動と

価格変動というこの2つの変動に弱い。工業の場合は価格変動はありますけど自然的な変動はないわけです。ですから農業がなかなか工業化できない決定的な理由はそこにあるわけです。

三・北海道大規模稻作経営のコスト低減を規制する農繁期構造と負債構造による規制

(一) 農繁期構造による規制

それで「北海道大規模稻作経営のコスト低減を規制する農繁期構造と負債構造」についてお話ししたいと思います。「農繁期構造による規制」というのがございます。これまでの検討結果から、結局、都府県は農業依存度が低いため米価の下落による価格変動リスクに強いが、北海道の稻作農家は大規模・専門化による農業依存度が大きい故に米価の下落に極端に弱いと言えます。価格下落は、即、所得の引き下げに直結しておまりして、また、北海道は、先ほど太田原教授が指摘されましたように、都府県の稻作主産地に見られるような安定兼業といふ矛盾発散回路を持つております。そして、先にみた水稻収量の不安定性にみられる北海道稻作の限界地性格から、外国はもとより、国内の産地間競争においても品質面では勝てない場合も出していくことになるわけです。だから一戸当たりの水田規模が大きいといつ優位性がそれほど發揮されないわけです。

特に北海道稻作のコスト低減を規制する要因の一つとして、まず作業適期が短いことがあります。春期の作業ピークとしては、田植期間が上川地域では五月一八日から二八日まで、空知地域では五月一〇日から三〇日まで、ほぼ一〇日間。秋期の作業ピークはおおよそ九月一〇日から一〇月五日までの間と、上川の方は霜がありますからもうちょっと短いかもしませんけれども、いずれにしても東北地方はその一・五倍から二倍、北陸地方は二ないし三倍近く北海道よりも適

期作業時間が長くなっています。結局作業ピークが分散できる。したがつて府県と同じ面積を処理するには、機械・施設とも短期間で能率を発揮させる必要から高性能大型機械施設を導入しなければならない北海道については、稼働時間が短くなるために過剰投資になりやすい。

北海道は面積が大きいからといって、すぐに効率が発揮できるような状態ではないということなわけです。加えて、水利による規制も存在します。石狩川水系の最大の土地改良区である北海土地改良区では、上流から水が順番に入るので、下流域の南空知では所によっては五月一〇日頃からでないと水が入らないわけです。結局適期作業期間は五月一〇日

表6 稲作単一経営における米価下落の影響(試算)

項目	地域・階層区分	1994(平成6)年時点の実績			米価が20%低下した時 (1997(平成9)年度を想定)		
		都府県 平 均	北 海 道		都府県 平 均	北 海 道	
			3~5ha	5~10ha		3~5ha	5~10ha
平均經營耕地面積(ha)		1.36	5.46	7.96	16.33	*	*
うち田		1.26	5.29	7.58	15.67	*	*
普通畑		0.13	0.17	0.38	0.66	*	*
樹林地		0.02	—	—	—	*	*
牧草地		0.00	—	—	—	*	*
水田作付面積(ha)		1.05	3.36	6.24	13.05	*	*
水稻10ha当量収(kg)		471	592	575	498	*	*
米価(円/俵)		23,623	16,135	16,164	16,688	18,898	12,908
農業就業者数(人)		1,69	2,11	2,37	2,45	*	*
うち自家農業就業者		0.54	1.77	1.82	2.45	*	*
農業粗収益(千円)		2,022	5,515	10,425	20,546	1,653	4,445
うち米		1,843	5,352	9,669	18,074	1,474	4,282
うち米以外		179	163	756	2,472	*	*
農業経営費(千円)		1,213	2,966	5,670	12,665	*	*
農業所得(千円)		809	2,549	4,755	7,881	440	1,479
農外所得(千円)		6,625	5,649	2,455	1,407	*	*
農家所得(千円)		7,434	8,198	7,210	9,289	7,065	7,128
年金等の収入(千円)		2,074	1,029	1,648	1,798	*	*
農家総所得(千円)		9,508	9,227	8,857	11,087	9,139	8,157
租税公課諸負担(千円)		1,460	1,750	1,467	2,364	*	*
可処分所得(千円)		8,048	7,477	7,391	8,723	7,679	6,407
家計費(千円)		5,915	5,653	5,444	6,196	*	*
農家経済余剰		2,133	1,824	1,947	2,527	1,764	754
農業所得減収率(%)		100	100	100	100	45.6	42.0
農家所得減収率(%)		100	100	100	100	5.0	13.1
農家総得現収率(%)		100	100	100	100	3.9	11.6

資料:「農家の形態別に見た農家経済」、平成6年度版、農林水産省統計情報部。

注:1)※印は、平成6年度実績と同じと仮定する。

このまま関税化が進化すれば、北海道の米は外国のミニマムアクセス米と競争して勝つことが困難になつております。現在既に負けております。そして中型技術体系の延長にある北海道米は、食味はともかくコストにおいて、コンバイン・直播・航空機散布体系の外国産米には、少なくとも短期的には太刀打ちできなくなるからであります。または中国のように労賃が極端に安いところにも太刀打ちできないのであります。北海道においても、ある程度の大規模稻作の可能性は存在すると私は思っています。しかし、その稻作農家の経営自体は、低コスト・高生産性、いわば稻作生産構造の近代化という質的な発展を遂げたものではないと思ひます。あくまでも府県の中型技術体系の延長線上にありまして、若干北海道の特殊性を盛り込んでやや重装備化した北海道バージョンの中型技術体系の下での適正規模というわけであります。そのおよその内容は、水田が団地化されていることを前提とすると、水稻作付面積は約二〇~三〇㌶、転作を含むトータルで二〇~四〇㌶程度の面積が適正規模かなというふうに考えております。一日三㌶の田植えと。一〇日ですから、だいたい先行して代播きする要因を含めますと、家族労働力は三人以上と、最低でも四~六人の臨時雇いが必要となります。転作があるので、経営組織的には水稻を基幹としつつも、粗放な畠作部門との複

以降の一〇日間であるから、代播き作業も、水の入る時期によつても制约がでてくる。

さらに、偏東風の影響を受けやすいのも収量や品種の不安定さの要因となつております。とりわけ品質は安定していない。また、気象条件から北海道産米の良食味品種の早期開発にも限界があると思われます。今日は中央農試の稻作部の人々が来られていますので、私もお聞きしたいのですけれども、ほしのゆめでもまだサニシキ段階であります。コシンヒカリのレベルにはまだ到達していない。将来的にも技術的には食味はコシンヒカリ級の段階に到達することは困難ではないかという話も聞いております。

このまま関税化が進化すれば、北海道の米は外国のミニマムアクセス米と競争して勝つことが困難になつております。現在既に負けております。そして中型技術体系の延長にある北海道米は、食味はともかくコストにおいて、コンバイン・直播・航空機散布体系の外国産米には、少なくとも短期的には太刀打ちできなくなるからであります。または中国のように労賃が極端に安いところにも太刀打ちできないのであります。

北海道においても、ある程度の大規模稻作の可能性は存在すると私は思っています。しかし、その稻作農家の経営自体は、低コスト・高生産性、いわば稻作生産構造の近代化という質的な発展を遂げたものではないと思ひます。あくまでも府県の中型技術体系の延長線上にありまして、若干北海道の特殊性を盛り込んでやや重装備化した北海道バージョンの中型技術体系の下での適正規模というわけであります。そのおよその内容は、水田が団地化されていることを前提とすると、水稻作付面積は約二〇~三〇㌶、転作を含むトータルで二〇~四〇㌶程度の面積が適正規模かなというふうに考えております。一日三㌶の田植えと。一〇日ですから、だいたい先行して代播きする要因を含めますと、家族労働力は三人以上と、最低でも四~六人の臨時雇いが必要となります。転作があるので、経営組織的には水稻を基幹としつつも、粗放な畠作部門との複

合経営を考えなければならなくなるというようなわけです。このような大規模稻作経営は、ある程度のコスト低減は可能になるとは思いますが、品質面で国内の産地間競争、コスト面でのSBS米との競争に打ち勝てるかなど、これはまた極めて難しいのではなかろうかと思います。

(二) 負債構造による規制

それから「負債構造による規制」というのがございます。北海道の稻作中核地帯の稻作は、府県の稻作中核地帯の農家と比較しますと、負債が著しく大きいのが特徴になつております。それで、表7を見ますと、昭和六一年度の稻作単一経営の経営規模別借入金残高をみると、北海道の方が規模別に見ても圧倒的に借入金残高が大きくなつております。同じような規模では、北海道の方が余計に投資しなければならない事情を窺い知ることができます。これは公式資料がないので、中央農試の経営部が自ら石川県と宮城県に調査に行つて集めてきた資料であります。それとまた同時に、これは比較的新しい平成六年度の北海道農政部の調査結果を表8に示しました。

▲長尾先生



営農関係用途別借入資金構成比をみると、昭和六一年度と平成三年度のいずれの時点においても、稻作農家の借入金残高の第一位は両年とも「農地取得」であります。第二位は昭和六二年と平成三年とは異なりまして、昭和六二年は「土地基盤整備」で、平成三年は「負債対策」であります。第三位は昭和六二年が「負債対策」で、平成三年が「土地基盤整備」になつております。この三用途を合計しますと昭和六二年で

表7 地域別水田規模別稻作単一経営の平均借入金残高
(単位:千円)

地域 規模	北海道	東北 (宮城県)	北陸 (石川県)
3ha未満	4,319 (182戸) (100.0)	0 (1戸) (0.0)	— (—)
3~5ha	10,415 (655戸) (100.0)	4,906 (11戸) (47.1)	5,146 (2戸) (49.4)
5~7ha	14,961 (620戸) (100.0)	4,515 (8戸) (30.2)	5,273 (3戸) (35.2)
7~10ha	21,700 (328戸) (100.0)	7,277 (2戸) (33.5)	10,000 (1戸) (24.3)
10~15ha	26,722 (67戸) (100.0)	— (—)	— (—)
15ha以上	63,855 (5戸) (100.0)	— (—)	40,256 (3戸) (63.0)

資料:「府県稻作経営実態調査報告書」、北海道立中央農業試験場

経営部経営科、1986.12.

注1) 上段の括弧内は調査農家数。下段の括弧内は北海道の負債を100とした場合の東北、北陸のウエート(%)

は七〇・七% (うち農地取得と基盤整備の合計は五一・一%) であり、平成三年ではそれが七七・八% (五一・〇%) であります。負債というのは、投資が焦げ付いてさらにそれが農協ブロバーとなつてはりついたものをさらに原因にするというのも何ですから、これは機械投資の部分や何かも入ってくると思いますけれども、やっぱり明確な要因というのは「農地取得」と「土地基盤整備」という農政の経営近代化路線に沿つたために、同じ農政の米価引き下げ、高率転作、そして転作助成金の引き下げによって、徹底的に打ちのめされたということが言えるのではな

いかと思います。

最近の道農政部の定期観測では、空知支庁管内と上川支庁管内の稻作農家は、負債額を大幅に増加させつつあるのが表のあります。

何故このようになったのであろうかということを考えてみたいと思います。まず「農地取得」の借入金が多い原因について考察しますと、高価格の時期に水田を取得拡大したことにつきるわけです。北海道の稻作中核地帯の水田地価は、周知の通り府県の転用地価ではなく米価水準に規定された収益地価であります。したがつて北海道稻作における農地集積は、土地改良の必要性が強いことから有益費が認められない倍地よりも取得の方向で動いてきました。もちろん、農政の面的集積事業がそこに重要な役割を果たしてきました。相対的に高い水田を結果として取得した背景には2つの要因があつたと思います。一つは、一九八〇年代前半の高地価を規定したのは高額の転作助成金であったと。それが疑似地化しまして、その還元地価が高地価を形成したのではないかと思われます。もう一つは、八〇年代後半からの米価の下落と転作助成金の低下です。この政策によって、規模拡大の意欲あふれる農家が取得した農地資産は大幅に目減りして、米価低落による水稻の収益性低下とあいまつて、借入金の償還に支障を来すことになったわけです。北海道的な農地の集積形態である農地の取得拡大が、裏目に出了わけです。

次に「基盤整備」について考えてみたいと思います。北海道においては土地基盤整備事業の受益者事業負担金、土地改良区の特別賦課金ですけれども、大きくなっているのは、北海道の水田の多くが泥炭地という特殊土壤であることによると。泥炭地の水田開発は、道営基盤整備以前から中空知、南空知、そして石狩など石狩川下流域の広範な地域でなされてきたわけです。この泥炭地の土地基盤整備事業は、沖積土地帯や洪積土地帯とは異なり、単なる区画整理にとどまらず、膨大な土工を必要としまして、単なる区画整理だけと比較しても膨大な事業費を必要としたわけです。さらに、この泥炭地基盤整備事業への取り組みは、それま

で泥炭地改良に莫大の費用がかかるため受益者の合意をなかなか得ることができなかつたので、合意の得やすい表土扱いだけで済むような優等地の土地基盤整備を先行してきたことにより、オイルショック以後の高度経成長期の八〇年代まで押し込んだ。このため、泥炭地基盤整備の受益者負担が当初農家が想定した以上に大きくなってしまったことがあります。そして米価が引き下げされただということで、事業合意時の期待米価に基づく事業便益と事業終了後の米価に基づく事業便益との間に大きなマイナスの格差が生じまして、技術的な効果は発現したものの、それが事業便益として黒字になるどころか大幅な赤字を生むことになった

わけであります。

もしも農政が時間を限定して米価を引き下げるんだよということを、ガット合意の関係でやるから幾つまで目標に引き下げるよと言ったら、農家はそれを計算しまして、受益者が負担、今の工事費で受けけるかどうかは、ハンコを押さなかつた。こういうことを表示しないままに、米価は下がらないんだという幻想を与えて事業を推進してきたというところに、道なり国の責任というのは大きいのではないかと思っています。こうした事情により北海道稻作は、府県稻

表8 地域別水田規模別稻作単一經營の平均借入金残高

(単位:千円)

項目 年次	営農資金 借入残高	営農関係用途別借入金残高構成比								
		農地 取得	機械 購入	建物 施設	土地 基盤	家畜 導入	運転 資金	負債 対策	災害 対策	その他 資金
1987(昭62)年	1,808	29.2	5.9	3.2	23.0	0.1	9.7	18.5	4.3	6.1
1991(平3)年	1,642	31.8	4.9	3.0	20.2	0.2	6.3	25.8	2.8	5.0

資料:「農家経営動態調査報告書」、北海道農政部・北海道立中央農業試験場、1994年

注1) 調査農家戸数は1991年時点358戸(1987年時点413戸)

2) 平均耕地規模は1987年が7.6ha、1997年が8.2haである。

作よりも大きな重荷を背負うことになったわけです。かくして、このようないい負債焦げ付きの一重苦に加えて、SBS米との競合による道産米の

価格低下によって、北海道稻作は大破局を迎えることにならなければ。

(三) 米市場における北海道の実力

それで、「米市場における北海道米の実力」というのを見てみたいと思います。自主流通米制度ができる以前は、農水省はコメであれば内容を問わず一律に買い上げてきた時期があつたわけです。その時が北海道としては絶頂期であつたわけで、食味は劣つていても、寒さに強い多収品種を栽培できましたからあります。しかし、自主流通米制度ができると、さらに自主流通米市場が開設されてから、北海道米は地盤沈下の一途を辿ることになります。その間の事情を図4を見てもうしたいと思います。一番最後にありますけれども、米価はもうどんどん下がっていくと思つたら、違つんです。下がり方はそれぞれ違うわけです。一貫して下がり続けているのは北海道、これに青森米が入れば、青森も下がってきてています。そういうことで、北海道をねらい打ちにして下げているというのが実情なわけです。

表1とか表10を見ていたいと思います。表1は輸入量で、ミニマムアクセス米の中で、SBS米というのは何故できたかと言いますと、ミニマムアクセス米の価格の市場価格、適正な市場評価を得るためにということで、売買同時入札制度という形でミニマムアクセス米を少なくとも第一年度五千トン、第二年度一万トン、第三年度以降最終年度でだいたいミニマムアクセス米総量の一〇%程度と言つてているのですが、最終年度が来ない前にもう一%以上越えているわけです。こういうことで、ちょうどミニマムアクセス米がSBS米が出る時からどんどん下がりつつあって、下がってきているわけですけれども、何故下がるかと言いますと、そのSBS米というのは、自主流通米の下限価格のところにはりつけるわけです。アメリカの米はちょっと高く、中国はちょっと安くといふのが、そこで外国のお米と競争するのですが、中国の場合は短粒種で、

表9 地域別水田規模別稻作单一經營の平均借入金残高

項目	年次	1993年 (平成5年)	1994年 (平成6年)	1995年 (平成7年)	1996年 (平成8年)
調査農家戸数		183戸	184戸	185戸	192戸
平均耕地規模		9.9ha	9.9ha	10.6ha	10.9ha
平均借入金残高		1,464百万	1,453百万	2,110百万	2,023百万
借入金残高の規模別分布	500万円未満	23.0%	19.0%	13.5%	17.2%
	500~1,000	21.3	21.2	15.7	17.7
	1,000~3,000	44.3	46.2	48.1	46.4
	3,000~5,000	9.8	10.9	16.2	12.0
	5,000万円以上	1.6	2.7	6.5	6.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：北海道農政部農業企画室調べ

注1) データは空知支庁管内と上川支庁管内の稻作農家

しかもあきたこまちが中心の品種であります。アメリカの短粒種はアイランソーノの「シヒカリ」です。それから中粒種は「国宝ローズ」や何かの良食味米で、これはどうしても北海道のゆきひかりとか、場合によってはきいひのりよりも品質的にいとう」と、常にそっちの方が買われるために北海道の米が売れなくなつて、どんどん下がっていく。だけど下限価格に常にSBS米をはりつけるという仕組みになつているのですから、北海道の主流通市場では米が実は際限なく下がる仕組みを作つてゐるようだと思います。

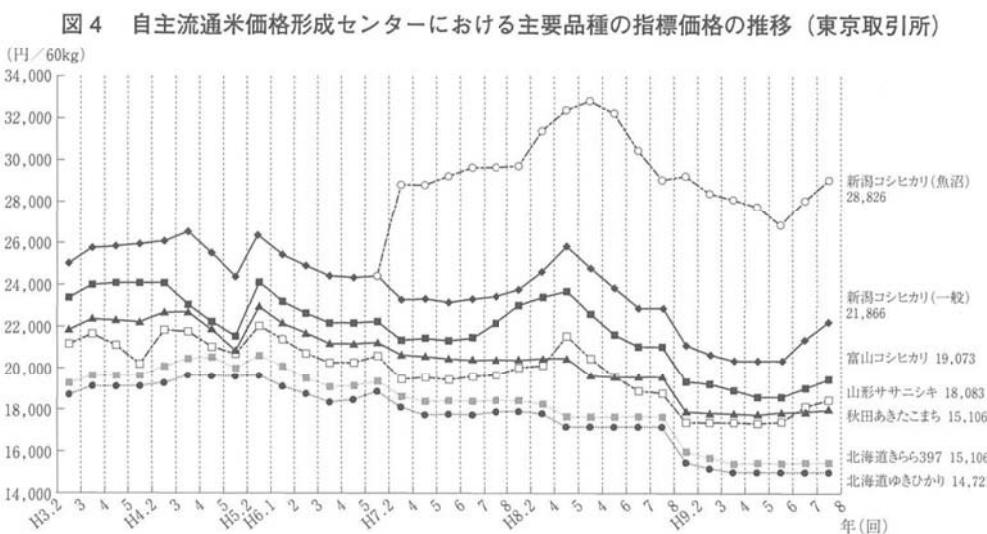
これはやはり不^正当ではないかと
だから実際三一マムア^{クセス}米はも
う同時入札制度をやめて、援助米な
り加工米に公約通りそつちの方に回
してくれればそういう問題はないの
ですけれども、三一マムア^{クセス}米
を受け付けるにあたっては、食糧庁
の通達では売買同時入札制度でちや
んと主食用にふりむけるといつこと
を明示しているわけですから、これ
はなかなか変えられないのではない
かと思っています。

表10 ミニマムアクセス米とSBS米の輸入数量の推移
(単位:千トン)

年次 輸入国	95年度		96年度		97年度		95~97年度合計	
	MA	SBS	MA	SBS	MA	SBS3	MA	SBS
アメリカ	188.0	5.7	201.1	14.1	237.9	4.7	626.9	54.5
オーストラリア	85.0	1.9	80.0	1.2	82.4	3.2	247.4	6.3
中 国	30.0	2.4	35.0	5.1	30.0	13.8	95.0	21.3
タ イ	95.0	0.2	127.7	0.4	133.0	0.9	356.7	1.5
そ の 他	—	0.4	—	1.2	5.0	2.6	5.0	4.2
計	398.1	10.7	443.7	22.0	489.2	55.1	1,331.0	87.8

注1) MAはミニマムアクセス米、SBSはミニマムアクセス米にカウントされるが輸入と同時に民間に入札される米。

こんなにひどい状況にあつて、我々は北海道稻作の将来をどう考へたらしいのか。農政部の政策として、食率四〇%、つまり北海道の米を食べてもうえるのは、北海道の人々が北海道のお米を割合が四〇%しかないと。米を作っていない農家の人に聞いても、実はうちがあまりこま



資料：「自主米センター年報」

ちだ、ササニシキだと、コシヒカリだと、そういう人達に北海道の米を食べる運動をしようと言つても、地元に人気のない米を作っているということ 자체を、やっぱりこれから市場経済という流れの中で、どうなんだろうということを提起したいと思つています。

四、北海道稻作の再編方向

その前に北海道稻作は農民の努力によって数々の技術革新により、北進してきました。しかし、その展開過程は「やませ」による四五年に一回の冷害を伴う苦渋の歴史でもありました。とりわけ北限の稻作は苦難をきわめまして、食管制度による価格支持と共済制度という農政の手厚い保護の上にからうじて成り立つ農業でもあつたわけです。もともと稻作農業は北海道の気候風土に適合しないことは、司馬遼太郎氏が徳川時代の津軽藩における「けかち＝飢餓」の歴史を尋ねて、米本位制の恐ろしさ、そして、気候風土を無視した北限地帯の米作りの愚かさを「北のまほろば」の中で語っていることからも窺い知れようと思います。しかし北海道の稻作は、このような困難に満ちた環境条件の中で、インフラ整備や稻作の技術進歩に多くの公的資金と人的資源をつぎ込み米の增收と高品質化に大きな成果を上げ、食糧の安定供給という点でわが国経済に多大な貢献をなしてきたわけです。同時に、地域社会の安定化に寄与してきたことも事実であります。

しかし、「メガが閑税化され、そして国内に自主流通米だけでなく自由米の米市場が形成されつつある中で、市場の調整を全く無視した米作りが困難になつたことも事実ではないかと思います。それに加えて、農水省の北海道稻作に対する厳しい姿勢は、妙に一貫性を持つております。これまで北海道稻作全体を政策や制度で守れといつた政治闘争を実施してきましたが、どのような結果をもたらしたのであろうかよく考えてみたいと思います。農水省の政治責任追求だけではらうがあかないのでは

なかろうかと思います。私も相当農水省を、太田原先生と一緒に追求はしてきたのですが、それだけで終わつてはいる。そしてこのまま蛇の生殺しのような状況が長く続きますと、後継者がいる規模拡大をしてきた人達から真先にリタイアし残つている方は一代限りの老人ばかりといふことになるのではないか、少なくともそういう恐れはないだろうか、と思います。

(一) 誇り高き稻作経営者に

農水省の態度は確かに憎いと思います。しかし、憎しみをぶつけるだけでは問題は解決しないのではなかろうかと思います。稻作農家は経営者ではないでしょうか。もちろん、家族経営であるから同時に従業員であります。しかし、経営が困難に陥った場合は、経営環境、農政が悪い、農協が悪い、または普及センターが悪い、そういうせいのみにして、自ら経営を開拓する努力を怠ると経営者ではなくなるわけです。誇り高き経営者になれない農業経営では、当然のこととして意欲溢れる後継者は育ちません。経営環境に働きかける一方で、自己の経営を見つめ直す必要があるのではないかと思います。

今後は稻作に対する公的支援を得ようとするとならば、転作は必然であります。そうであれば、水田の輪作に必要な作物として小麦や大豆に加えて、大麦や菜種を加えてもらつ、ないしは蕎麦も加えてもらつ、蕎麦もあるんでしょうが、積極的に提案して、コンバイン体系の中でそういう輪作体系、転作体系を作つていなくてはいけないかと思います。と同時に、個別だけではなくて地域としての対応が今度必要となると思います。そのような意味で、北海道稻作はこれまでの輝かしい成果を踏まえながらも、經營者として苦渋に満ちた決断をする時期にきているのではないかと思います。その決断と言いますのは北海道稻作の立地配置の見直しを含めた稻作の再編であります。その再編の目安になるのが表1に掲げた全道稻作市町村の単収水準とその変動係数、および食味区分であります。

表11 変動係数と平均単収 (86~96年)

		変動係数							
		15%未満	15~20%	20~25%	25~30%	30~35%	35~40%	40%以上	
500kg 以上		特A 上川 旭川市 廣橋町							
500 ~550		特A 空知 深川市 妹背牛町 A 空知 沼田町 上川 当麻町 比布町 留萌 小平町 苦前町 B 空知 新十津川 滝川市 奈井江町		特A 空知 北竜町 上川 東神楽町 上川 東川町 A 上川 愛別町 B 空知 芦別市 美幌市 北村 石狩 新篠津村		B 上川 美瑛町 B 上川 中富良野町			
450 ~500		A 空知 雨竜町 B 空知 浦臼町 砂川市 留萌 羽幌町		A 留萌 厚田村 空知 栗沢町 B 空知 岩見沢市 赤平市 後志 余市町		A 石狩 厚田村 空知 栗山町 B 空知 月形町 幌加内町 後志 仁木町 上川 利尻町 士別市 和寒町 C 上川 上川町 風連町 名寄市 留萌 逞別町		特A 後志 和共村 A 空知 栗山町 上川 富良野市 B 空知 長沼町 南幌町 由仁町 上川 上富良野町	
平 均 单 収	400 ~450		B 後志 古平町 留萌 初山別村		A 石狩 浜益村 B 後志 小樽市 赤井川村 石狩 札幌市 留萌 増毛町 C 上川 美瑛町		B 空知 夕張市 後志 岩内町 島牧村 石狩 恵庭市 広島市 千歳市 日高 平取町 上川 下川町 朝日町		
	400 ~450						A 檜山 北檜山町 今金町 B 後志 二セコ町 俱知安町 胆振 比田町 伊達市 厚真町 壯瞥町 早来町 穂别町 鶴川町 渡島 七飯町 大野町 日高 三石町 新冠町 静内町 檜山 厚沢部町 渡瀬町 C 上川 南富良野町 胆振 室蘭市		
300 ~350				B 日高 様似町		B 後志 寿都町 胆振 追分町 渡島 松前町 日高 浦河町 檜山 奥尻町 乙部町 熊石町 上ノ国町 大成町 C 後志 京極町 真狩村 日高 日高町		B 胆振 豊浦町 渡島 上磯町 知内町 函馆市 八雲町 福島町 木古内町 C 網走 調子町 女満別町 美幌町 北見市	
300kg 未満						C 後志 喜茂別町 黒松内町 留寿都町		C 網走 佐呂間町 津別町	
								C 十勝 音更町 幕別町 網走 留辺蘂町	
								C 十勝 池田町 網走 速軽町 生田原町	

資料：農水省「作物統計」

注1) 96年産「きらら397」の地区区分を用いた。

2) 86~96年に米の作付がない年のある市町村は除いた。

す。

表11によりますと、北海道稻作といえども収量水準とその変動性、および食味に大きな地域差がありまして、単純に北海道米として一つにくくられないことは明らかであります。したがつて、今後、北海道稻作の再編に際しては、このような地域差を十分配慮する必要があるのではないかと思います。

この表にしたがつて相対的有利性をもとにグループ分けしますと、およそ次の三つの地帯に区分できるのではないかと思います。一つ目のグループは、平均单収四五〇kg以上、変動係数三〇%未満のいわば条件有利地帯であります。このグループの中には、食味C地区の市町村も含まれますけれども、これはきらりのアの食味ということになりますが、それがモチ米団地であれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。二つ目のグループについては、平均单収四〇〇～四五〇kg、変動係数三〇～四〇%のやや条件不利地帯であります。ここには比較的良食味のA地区も若干含まれております。三つ目のグループは、平均单収四〇〇kg未満の条件不利地帯であります。

これら三つの地帯区分のうち、今後の北海道稻作の中核を担うのは第一グループの条件有利地帯であろうと思います。そこでは、地域性に応じて単品用として勝負する稻作、混米用として勝負する稻作、そしてモチ米として勝負する稻作を選択し、北海道稻作の特性である規模の有利性を發揮できる稻作経営を確立することが期待されるわけです。そのためには農地の流動化が急がれます。また、北海道に今後予想されるセッターサイド政策に、（減反政策ですね）弾力的に対応するためには、直播も視野に入れた工サ米の導入も展望すべきではないかと思います。

第一、第三グループは一部あるいは全面的な稻作の見直しを実施して、場合によつてはより安定的で市場ニーズの高い他作物を基幹とした農業経営に転換する必要も地帯として決断しなければならないのではないかと。

(二) 稲作縮小なら代償措置を要求

北海道稻作農家の総意として農水省に稻作部門の縮小を提唱すると共に、その代償措置を講ずるようにならうから積極的な提案をする」とによつて、生殺しの状態から開放されるのではないか。その代償措置としては、ずいぶんいろいろあると思います。例えばの話ですが、第一に水稻作付け廃止に対する補償金の給付、水稻作付枠の売買。これは中核地帯で第一グループで買えないのではあれば、あきたこまち生産組合の八郎潟の方でほしがっていますから、そういうところに売りつける。内地府県に高く売つてもいいのではないかと思います。そういうことも含めて、具体的な補償問題の交渉に入つたらいいのではないかと。また、第二に基盤整備の土地改良資金の事業負担金の部分の返済の免除、特別政令ですね。第三に土地改良区脱退のための決済金も免除すると。それから第四に水田の公的資金による買収。水田として買ってもらひ。買うところがなくともです。これを安い地代で畠の地代で貸し付けるとか、そういう間に開発公社なり市町村開発公社構想で、これは今何十兆円も使って不良債券処理、税金を使って銀行救済とか不動産の救済をやっていますけれども、そんな膨大なお金を使わなくてもわざかな金でこれはできることがあります。

(三) 経営転換には無利子の融資を

あと第五番目に、経営転換に必要な資金に対し無利子の融資。第六にそれからその転換に必要な野菜や何かに伴ういろいろなインフラに対しでは、補助などの公的支援が不可欠であることはいうまでもありません。これはもちろん、その他に新たな基盤整備も必要であれば、それはその転換のために必要な事業として考慮してもらひ。そして、最後に第七番目に、これは北海道だけにとどまらないのですが、先ほど太田原先生が提起しましたように、国会決議に反してまでガット合意を受け入れた代

償といふものを農家に対してもらわなければいけない。

それから、また稻作の相対的条件不利地域は、一般に中山間地域が多いわけですから、地域の農村社会を保全する対策、「デカツブリング」ですね。こういうのもやはり必要になるかと思います。こういうのを具体的に煮詰めて、やはり農業団体としても行政としても頑張つてもらわないで、このまま生殺しの状態のまま荒廃していくのではないのかという懼れが出てきます。そういう具合で、問題を先送りしますと、政府の金融問題に対する対応に見られるように、ますます傷口を深くし、本当に北海道稻作は条件有利地帯ですらも巻き込んで危うくなるという恐れが十分出てくると思います。

非常に唐突で怪しからんと言われるかもしだれませんけれども、ここで皆さん何とかの手を考えないと、この泥沼からはい上がれないのではないかという心配があります。そういうことで、雑駁でありますけれども、私の提案として報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

図表説明

司会：長尾さんの用意されたこの図表は非常におもしろい内容を含んでおりますので、時間もまだかなりあります。できたら図表のところだけでも、表4のところまでは説明しておきましたけれども、表12以下から補足的に説明していただければ、今のお話も頭に入つてくると思うのですが、どうでしょうか。

長尾：表3の「一〇ア'当たり収量の推移」というのは、だいたい高単収の東北地方と遜色ないところまで最近は上がつてきています。北陸の場合はもともとそんなに高単収を追求していないわけで、東北は実はササニシキで十一俵、十三俵をとった後遺症で食味を損ねたということがありますので、高単収が必ずしもいいというわけではないのですが、そういう形で収量も技術的に少し伸びたという程度に理解しておいて

いただきたいと思います。

それから表4の「土地生産性の推移」になってしまいますと、一〇年ひとに区切つてみますと、北海道の不安定性というのは一九六六年から七年は、先ほど言いましたけれども、一九・四%もあった。それは主に石狩・空知・上川の単収水準がそういうのを規定してきたわけですけれども、都府県、東北はやっぱり五・一、それから北陸も五・〇程度ありますですが、次の一〇年間を見ますと、一見北海道の不安定性は少し小さったかなという形です。東北は少し高いかなと言われていたのですが、北陸は安定している。北海道は今後良食味地帯になってくるのですけれども、また不安定性を高くしております。それで東北も良食味に集中したために、かなり不安定性を高くしておりますけれども、北海道よりは安定しております。北陸は相変わらず安定しています。

それと表12の「水稻作付規模一〇ア'当たり第一次生産費の推移」というものを見ますと、これは平均だけで見ますと、北海道の方が一見すごいコストが下がっているように見えますけれども、同じような規模から見ると、そんなに差がない。むしろ都道府県の五翁以上の方がそんなに差がない、わざかな差しかない、というような形ですね。府県の方の大規模農家と比べてもそれ程差がないのに、値段はすぐく差があるわけですから、これはかなり差があるということなわけです。

それから表5の「水稻作付規模別一〇ア'当たり投下労働時間の推移」を見てみると、稻作は本当に省力化されたんだなど、これはやはり農業機械化とそれから除草剤の進歩ということに尽きるのではないかと思いますけれども、これも北海道が規模が大きいから一〇ア'当たりの労働時間が下がるのかなというと、実は必ずしもそうではないと。府県の一九五五年を見ても、安定している。北海道の場合はいろんな気象条件によって左右され、多くなったりいろいろありますけれども、府県の方は安定して下がつてきています。

それから表6「稻作単一経営における米価下落の影響」の度合いなわ

けで、都府県の農家の平均的な面積というのは一町三反六畝と。

北海道の場合は平均五・四六ha、それから七・九六ha、一六・三三haなど三段階の農家に分けて計算してみたわけです。すると、まず見てもらいたいのですが、府県の方は単収は決して高くないわけです。ですが横の米価を見ていきますと、やはり高いのです。基本的に高い。

北海道の場合はそこそこの産地によって違いますから、この値段のばらつきがあります。平成六年度の価格からだいたい一〇%下がったのが平成九年度の価格に近いわけですから、それでこれが二〇%下がったと。農家経済余剰というところを最初に見ていきますと、マイナス一〇八万八千円になっている。これで都府県平均では一七六万四千円もあるのですが、これはマイナスになっています。だけど平成六年の時点では、やはり北海道の大規模農家の方が有利なわけです。一五二万七千円の経済余剰があったわけで、この中では都府県平均よりやや上回ったのは、二〇%米価が下がるともう決定的なマイナスになって、小規模農家よりも悲惨なことになるということになるわけです。

それから表アは、私どもが石川県と宮城県の調査を行った時です。それで、宮城県は一〇町以上の農家は調査に行かなかつたので、わからなかつたのですけれども、石川県はそれを反省しまして、三戸ばかり大きいつ口農家というところに調査をさせてもらいました。そこで見ますと、やはり向こうの一つ農家もやっぱり相当な施設をしておりまして、機械装備をしておりますから、やっぱり高い機械装備率は誇っていますけれども、やっぱり階層的に見ますと、北海道の方が同じような規模であれば府県の農家より相当重装備にならなければやれないんだなということがわかつています。トラクターも二〇馬力以下というわけではないが、北海道の場合は四〇~五〇馬力、大きい農家になりますともうちょっと大きい馬力数のトラクターでやっています。六〇か七〇馬力でやっていましたけれども、適期作業時間がすごく短い。農繁期は、精鋭なピーコク労働を形成するわけですから、非常に稼働時間の短い中で能率のすごく

上がる機械を持つから、こういう装備になってしまいます。

表Bは「北海道農家経営動態調査報告書」ということで、負債関係で

表12 水稲作付規模別10a当たり第1次生産費の推移

(単位：円／10a)

年 度	北 海 道					平 均	都 府 県		
	平 均	300a以上	300~400	400~500	500a以上		300a以上	300~400	400~500
1960	15,900	14,980	—	—	—	—	—	—	—
1963	22,788	22,143	—	—	—	—	—	—	—
1965	27,588	27,382	—	—	—	—	—	—	—
1968	36,101	35,968	—	—	—	—	—	—	—
1970	38,220	37,255	38,604	36,491	36,818	43,604	38,625	39,512	35,250
1971	38,659	37,902	38,493	40,174	37,277	45,867	38,143	38,469	36,579
1972	43,070	41,182	42,907	39,720	40,872	48,483	38,855	39,772	36,550
1973	47,210	44,901	48,974	42,087	44,476	55,546	42,234	43,534	38,441
1974	61,150	58,091	59,350	58,187	57,656	67,794	50,843	50,736	51,577
1975	67,955	66,023	72,842	71,177	63,289	78,764	60,610	60,836	59,737
1976	73,413	71,616	71,598	86,031	65,109	96,074	72,275	73,391	71,517
1977	77,131	74,237	83,446	86,186	68,695	103,066	78,591	80,638	78,841
1978	87,820	84,646	86,347	88,730	82,591	111,128	86,518	89,425	82,791
1979	93,614	90,730	93,510	90,384	90,046	117,288	91,885	96,046	84,944
1980	102,162	98,630	99,859	116,298	89,893	124,590	93,931	96,909	90,527
1981	108,288	105,377	116,085	116,883	97,301	131,177	97,079	101,471	79,573
1982	109,791	108,081	121,932	120,009	98,627	134,035	99,893	103,716	94,148
1983	107,013	105,880	121,749	117,080	94,639	137,098	101,821	108,787	93,630
1984	109,337	106,987	115,823	121,767	100,003	137,909	101,657	107,213	94,997
1985	108,834	107,082	112,105	115,815	103,641	140,351	103,588	110,000	103,601
1986	109,428	107,038	110,948	116,082	103,585	140,580	105,107	108,936	101,205
1987	106,516	103,483	109,781	112,634	99,561	140,301	103,345	109,173	92,434
1988	99,326	96,082	101,432	103,079	93,670	140,136	102,555	105,684	98,656
1989	100,309	98,436	106,089	105,604	95,433	137,493	103,580	109,112	97,168
1990	98,129	94,913	105,260	99,200	91,578	140,064	106,775	114,478	99,808
1991	92,036	89,430	105,697	99,506	85,388	133,293	100,347	104,574	98,563
1992	88,005	85,097	93,987	99,038	82,245	131,841	99,430	102,625	102,306
1993	89,814	81,281	—	—	79,538	135,645	98,703	110,123	101,438
1994	93,854	93,030	103,180	117,041	90,225	133,500	102,499	110,084	103,708
1995	97,058	95,680	100,097	104,834	93,815	135,565	102,343	110,318	100,696

資料：農水省「生産費調査」

はずつと中央農試がいろんな形でかんでいましたので、このデータをもとに表をつくりました。

それから定点観測ということで、表ので、平成九年度分のデータを集積していないんですけれども、やりますと、やはり負債が増えていると。平成9年というのは冷害年でしたか。冷害年の時は余った米が、売れなかつた米が高く売れたりして、大冷害の時は北海道の稻作農家が一番豊かだったという笑えぬエピソードがありますけれども、その後の構造調整期間を経て、SBS米がどんどん出てきた平成7年以降というのは、もう値段がどんどん下がっていくわけですから、じりじりと負債が増えているという実態が現れているということなわけです。

「コメの国別輸入割合及び数量」ということが、表1にあります。これは九五年から九八年の四年間です。九八年は一〇月までの量をこういつて輸入していますよ。

それから表10の「ミニマムアクセス米とのSBS米の輸入数量の推移」というのを見ますと、ミニマムアクセス米ということは、中国米は、アメリカやオーストラリアよりはかなり落ちますし、タイよりも劣つてはいるんですけども、ほとんど混米に使われるものですから、SBS米に次ぐ第一の主流に入ってきて、その主力品種が東北地方のあきたこまちが中心です。ですからDNA鑑定で見つけようとしたって、混米の事実はちょっと分かりかねるのではないかと。アーカンソーのコシヒカリだって、コシヒカリはコシヒカリですから、これもなかなか見分けづらいと思います。

それから図1ですが、「時間当たりの農業労働報酬の推移」というので、北海道平均が最初に出ていますけれども、菱形の黒いものです。都府県平均より北海道平均の方がややいいのですけれども、都府県の五町以上の農家の方が極めて高くなっています。規模の大きい農家は北海道よりも労働報酬が高いと。極めて高くなっていると。

それから図2「稻作单一経営における農業所得の推移」を見ていただ

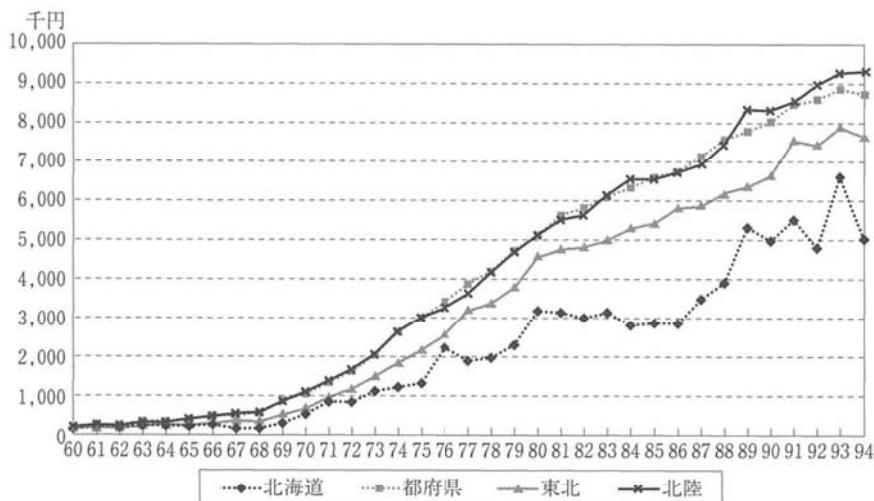


図5 稲作单一経営における農外総所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作单一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

きたいのですが、農業所得は農業部門から得られる所得ですから、専業率の高い北海道の方が年次変動が大きいのですけれども、やはり東北よりも都府県よりも北陸よりも上回っています。しかし農外総所得面から見ると、北海道は兼業のチャンスに恵まれない分だけずつと七二年以降の方にどんどん落ち込んでいますけれども、北陸はどんどんじんじんの方に行っていると、東北も最近陰りがありますけれども、やっぱり北海道よりも上昇気運が高い。

それが図3になりますと、「稻作經營における農家総所得」、これは農外総所得と農業所得を合わせた農家所得です。農家総所得で見ますと、北海道は七八年か七九年を契機に、それまでは上方にいたんですけども、今度下方に落ち込んできていると、だから北海道の農家は非常に貧しくなった。その理由は先ほど言いましたように、特別自主流通米と自主流通米の差別とか、転作助成金の差別とか高率転作とかというのを、何重苦も北海道稻作は背負わなければならなかつたという背景があるかと思います。

それで図4は、最後に、結局SBSの登場、ミニマムアクセス米の登場から北海道の米が異常に下がつてきています、他の地域はそのSBS米と結構戦っているのでそんなに下がつていませんが、品質を高めなければいけないわけです。ですから品質を高めなければいけない。となるとじゃあ、あきたこまち、ササ、コシ以上の中をコンスタントに北海道が作れるのかどうか。それから北海道の人達が四〇%しか北海道米を消費していない。六〇%は内地米を食べているのですね。混米されているものもあるのだろうと思うのですが、外国のSBS米が入っているのを食べているんだろうと思うのですが、結局は北海道の消費者にも見放されていて、このまま推移すると、蛇の生殺し状態になるのではないかと。ここで起死回生で打つて出ると、だけど個別の対応では如何ともし難いし、政策的な提言をほぼ引き出すことはできないから、やはり地域としてまとまって交渉するという形にもつていく他はないのではないかと思います。

質 疑 応 答

司会：ただ今の講演と先ほどの太田原先生の講演も含めまして、五名の方から質問が参っておりますので、答えていただきたいと思います。まず最初に剣淵町の農業振興センターの梅津さんからきておりますが、「北海道稻作の進路が定まらなければ、北海道の稻作園芸、ひいては酪農業までも不安定性は拭われないと想います。論旨は理解できます。そこで長尾先生の提案に対し、学会、地方議会、行政さうには為政者の意識水準はどの辺にあるのでしょうか。私見としまして、基本法の成立に向けて、国政・農政に向けて広くかつ強力な農政運動が必要だと想います。政策に反映させるためにどうすることをやるか」こういうご質問ですが、

北海道独自の農政活動を

長尾：私が何ができるかということでは、大したことはできません。

雑誌でやるべきだということは提案していくりますけれども、今回こういふ主張を持つていて、名農業団体等におきましては、私の感触だけからいえば、積極的に農家の人のある程度の合意が取れれば、農水省に対する交渉をやるのではないかという感触を持っております。ただ地域としてまとまりない場合には、じわじわと今の状況が長く続くのではないかなどという心配があります。私の希望としては、もう待てないですから、やはり中央会を中心として道なりが積極的に北海道農業というものに対して責任を持つて方向を考え、北海道が稻作を撤収するに当たつても、その代償措置がなければ撤収できないですから、農水省に対してぜひそういう条件を十分詰めていただきたいと私は思っています。

太田原先生は北海道農業振興審議会の会長ですから、農政の方にもご提言できるチャンスもありますし、今回は中央会さん、ホクレンさん、

関係機関もある程度いらっしゃると聞いていますので、その人達にはやはり積極的に、これは撤退も含めてきちんととした方向を決めるということを打ち出す決意が必要だと思ひます。決めた方向がはつきりすればご質問にありましたように、酪農・畑作も野菜も決まってくるわけで非常に大事なことだと思っています。水系問題もありますから、石狩川流域とそれから上川の方の手塩川流域の一部がやはり中心にならざるを得ないのかなというふうに思っています。水利的な治水との関係も当然出てきますので、そういうふうに考えています。

に特に付け加えることはありませんが、中央の政策に反映させる、特にそれを農業団体を通じてやっていくところになつてみると、非常に気になつていなかつたが、府県の農業団体の北海道の米に対する見方が、誠に旧態依然、ほとんど変わらないといつたのである。むしろ北海道の稲作を日本の農業の一環としてやつて行くところへ、建前はともかく、そういう気持ちがあまりないのでしょうか。



▲質問に答える太田原先生と長尾先生

に特に付け加えることはありませんが、中央の政策に反映させる、特にそれを農業団体を通じてやっていくという話になつてくると、非常に気になつてゐること、府県の農業団体の北海道の米に対する見方が、誠に旧態依然、ほとんど変わらないということです。むしろ北海道の稲作を日本の農業の一環としてやつてもらつたうえで、建前はともかく、そういう気持ちはありませんでしょ？

だから農業団体が北海道漬しをやるわけです。その点を北農中央会やホクレンが非常に困っているところでありまして、全国の会議をやると北海道がこいつの要望を持つてくると、何とかこれを全中を通じて政府にもつていいこととすることになれば、「その前にちょっと北海道の米どうにかなりんのか」という話が必ず出てきて、これは大変です。皆さんも「中央会、何やつているんだ」と、特に農協、単協の方はそう思つていろいろしゃると思うのですが、そういう状況の中でなかなかオールジャパンでは通らない、そういう問題があるわけですね。

「全農とは一緒になりたよ」、「北海道は道連を守つたじよ」、という姿勢を示したのは、正しかったなどいろいろに思います。やはり北海道自由で直接中央に物を言つていい方向が、全農の団体を無視するところではないで、そこそこに中央会、ホクレンに頑張つてもうつて反映せしむる努力は続けるひとも、それだけでは駄目だと。それだけではほんと北海道の言い分は通りないなという感じがしています。

これは農協だけではないですね。今回の答申の中で、農業団体の見直しこうのはかなり大きくて項目として出ておりまして、その中で農業委員会系統、農協の合併とか一段階といふことも書いてありますし、それから農業委員会については、これはたぶん見直すと書いてあって中身はあまり書いてないのですが、今問題になつてるのは直接選挙制です。農業委員は選挙で選ぶのです。今行政委員会で直接選挙制が残つてゐるのは農業委員会だけなのですが、どうもこれを潰そりとしたいらしいです。

北海道の感覚で書くと、とんでもないと。今の農業委員制度、農民が選ぶ農業委員というのは、これはなくちゃいけないと。だいたい道の農業会委員はそつこいつ線でまとまつてゐるのですが、これが全国の会議に行つてそういうことを述べますと、「北海道の言うのは確かに正論だけれども、北海道だから眞面目な人が選挙によつて農業委員に選ばれてくるのであって、俺らの方ではだいたい選挙をやると、不動産屋のダミーが金を使って当選してくるんだ」と。「だから後はもう農業委員会も転用やりたい放題だ。こんなのが、むしろ任命制の方が中立的な公正な人が選ばれる」ということを言う眞の方が多いのだそうです。だから農業がどんどん崩れていく地域と北海道がいつまでも一つになつていて大丈夫なのか、米の問題をちょっと離れますけれども。やつぱりそういう危機感を私たちには感じておりますけれども。今回のお本もそういう背景があつて、やはり北海道からの発信といふことがどうしても必要だと。いろんな問題についていろいろなルートでやりながら、北海道としてはこうのもとで進めて参つたわけです。その中で水田農家の場合は、補助事業

の考え方などいろいろと常に天下に公にしていく必要があるという状況ですので、昔の水も漏りさぬ農民の回結といつ時代ではないのです。そういう中の運動であり要請であるといふ状況をやつぱり踏まえなければならぬ。そういうふうに考えております。

司会：「むのもあります。今回ご質問を受けた中で、長尾先生が提案している七項目ですが、これは長尾先生がいろいろ考えて、こういったことを手当てをしなければならないと、特にミニマムアクトセス米の結果、また市場原理導入によつていふ北海道の稻作が潰されようとしているものに対し、こういう要求をしていくべきだということを提起してるので、地域によつてもつともつといふんな要求の仕方があるだろ」と思うのですが、そつこいつものを整理をして、各町村、農協、農業委員会でもつと声をあげて霞が関に向かひのよくな行動を起こしていいのか、「二十一世紀の北海道農業と農村」、といふ本も、できるだけ皆さん方に問題を提起して地域で論議をしてもらひたいと考えて本を発行したという趣旨もござります。どうか地元で、今本当に北海道の農業が壊されようとしているのですから、これをどうもつけていくのかといふことを、地域でしつかり霞が関に発信するよくなことをぜひ考えていただきたいと思うのです。

司会：「それでは次に芦別市の加藤さんから質問がございますが、「北海道稻作農家の総意として、農水省に稻作部門の縮小を提示するとともに、土地基盤整備を施工した区域は転配分はしない、あるいは率を下げた有利条件を与えるよう、国に求める考え方方は無理だろ」と。小規模も大規模も同じ制度の中で稻作経営を行つていふことにより双方が経営が難しくなり、共倒れとなつはしないか」。この考え方について、先生のお考えを聞かせていただきたいといふことなのです。芦別市の加藤さん、すみません。もう少し補足してもらひたうと思うのですが、

加藤：「基盤整備を進めていくといふことにつきましては、国の政策

をやつしても、転作については全農家一律にしていかないと、非常に大きな投資をしながら、その後やはり転作をしていかなければならぬこと

いうことは、米を作るために基盤整備をしたというのが目的だらうと思つておりますし、私どももそういうことを進めておりましたけれども、転作が一律配分という中では、できれば基盤整備をして水田の合理化を行つたところに対しては、転作の配分を少なくするようなことは国としても打ち出せねば地域としてもいろいろな面で説明しやすいのですけれども、今の状態ですと全部一律同じような形で転作を強いることになる、と、稻作農家が投資した農家もそうでない人も一緒に潰れてしまうのではないかといふようなことが考えられるものですから、そういういた面では、国が転作配分について補助事業を入れた所については緩和するといふようなことを考えてみたのですが、そういう考え方について、先生がどんなお考えをお持ちなのか伺ひたくて質問してみました。

土地基盤整備は100%国で負担を

長尾：一律転作配分といふのは、やはりかなりこれは不公平などころが出てくると思います。おっしゃるとおり水田に適するような形での基盤整備ですから、畑の用途に必ずしも向いていない場合があります。特に泥炭地の粘土客土の場合は、乾かしてしまいますと、カンカラカンになつてしまつたり、大変なわけです。それで、私も明らかに不当だと思ふのですが、国がこれほどまでに北海道農業いじめをやつしているところから見ると、なかなか受け入れてくれないのでないかなとうつ氣はしています。

おっしゃることはその通りであります、かなり不当だと思っています。不当だと思いますけれども、農水省がそれに対応するかどうかといふのは、それは今までに相当不當なことを農水省はやっていますから、それがいいのか、いいのかどうか。お気持ちはわかりますし、言つていいことは正論だと思いますけれども、農水省の不誠実な態度から言えば難

しいかなと思つております。

司会：ご指摘のように国の政策に従つて基盤整備をやって、その結果同じような転作率というのは問題がある、といふのはご指摘のとおりだと思います。だから今後の政策の中で、それだけの負担をさせておいて、結果的には経営がうまくいかないようなことにするのはどうなのかといふ、長尾先生は言つても無理じやないかと言うのだけれども、これは何とか要求として出されるを得ないんじやないかと思うのですが。そんなことで、ご指摘のことはその通りだと思います。

太田原：日本の役人は頭がすっかり固まつていて、今までの枠の中で仕事をしていますから、それは前例がないとか、今までこうやってきたと言つて突つぱねるに決まつているのですが、しかし世の中変わつているわけですね。それでこの点では、長尾先生と私、一昨年ですか、韓国は今だいたい日本と同じような農業形態ですし、米についても日本と同じウルグアイ・パクンドで反対しど、しかし市場開放させられたと、あそこもミニマムアクセスやつています。それでその辺の事情をいろいろ聞いたのですが、韓国は農政としては日本よりも進んでおりまして、土地基盤整備事業については農民負担ゼロにしました。これはウルグアイ・パクンドで結局市場開放を止められなかつたと、農民に迷惑をかけたという政府の補償という意味が入つています。それとEIOと同じデカツプリングもやううとして、ヘクタール当たり何万円という試算も聞いてきました。しかしこれは、この前確かめたところ、例のIMF問題で韓国の経済と財政が大変なものですから、このデカツプリングは吹飛びました。吹つ飛びましたけれども、土地基盤整備無料化はもうやりましたね。これが世界の流れなのです。日本の役人はそこを見ていないです。ですから政治家の先生もいるわけですから、国際的な状況をちゃんと研究して、そういうことを突きつけて考えさせていくということ是不可能なことだあるひんのか、必要なことだと私は思います。

司会：私も常常よく思うのですが、先ほどから太田原先生も長尾

先生からも指摘があるのでそれども、外国のことはあまり、不都合なことは知りせぬといふ思想があるのかどうかわかりませんが、今の韓国のことについても、そういう基盤整備を一〇〇%国が負担すると、こういう困難な時期にそういうことをやるというのはあまり知らされていないのです。だからこういふことをいち早くキャッチしながら、いろんなところで持ち出していくということは必要なことだらうと思うのです。

加藤： どうもありがとうございました。

工サ米導入はよく検討して

司会： それでは次に東川町の上島さんからのご質問です。「転作政策に弾力的に対応するために工サ米の導入も展望すべきだ」と言られておりますが、これは長尾先生ですね。「現在の工サ米の生産状況等について、わかれはお教え願いたい」ということです。工サ米のことについてお願意します。

長尾： ちょっとと安易に言いすぎたかなと思って反省していますけれども、工サ米は東北地方で稻作中核地帯で取り組む動きがあるといふに聞いているだけでありまして、作った時に工サとしてどうふうに流通させるかということについては、全然私の方も押さえておりません。

ただ、泥炭地帯の転作は乾かしてしまつて有機物が分解してガタガタになってしまいます。有機物が分解して瘦せていくわけですから、客土をしなければならないとかいろいろ、それをまた水田に戻すと、フリクとか、あんまり水を抜くのはいけないような気がしますので、泥炭地帯の場合は転作する時は工サ米ぐらいで、ある程度の水を保つておかないと大変かなと思います。それ以外のところは転作によって、水田に戻すのに少し時間をかけてある程度固定してしまつてもいいのかなと思っております。ですからコンバインで収穫できるものでどんどん輪作体系を組んでいくという形を考えるということを、工サ米にしてもそういう作

物を転作作物として、あるかなり高いレベルで認知してもらいたいといふ願いを込めて提起したのですが、そういうことをもこれから農政運動の中で構築していくべきではないかと思つてます。

司会： まだ今のお話だと、工サ米でうまくいかのかどうかということは十分に検討されていないのではないかと思うのですが、今後の一つの方向として検討してみなければならぬかと思うのです。そのことによつて経営が成り立つかどうかということは非常に厳しいのではないかと思います。

司会： それでは次に、太田原先生に、女満別町農協の浅井さんからご質問がございますが、「直接所得補償方式が導入されたとして、農家が年間収入にそれを見込むようになつた時には、経営者としては足腰が弱くなつてゐるのではないか」という質問です。また、基本法はめつたに改正されないと聞いていますが、もしも補償が廃止された時になにも残らないといふ不安が出てきます。もちろん農作物の価格が市場原理によつて動いた時に農家の収入が減つて、それを補償するという意味は十分理解できますけれども、よく言われることは、日本の農民は非常に真面目で生活補償的な金をもらひるのは問題だといふことがよく論議をされます。これに多少似ているかと思います。こいつらのことで、直接所得補償方式が導入されるということは、農家にどんな影響を与えるのかというご質問だと思うのですが。

直接所得補償はやるべきである

太田原： まずこいつらのことをやつたことがないものですから、どういふ影響を与えるかということはやつてみなければわかりません。ただいろいろ言つてゐることは、直接所得補償に非常に近い政策をやつたことがあるのです。転作奨励金がそうです。これが転作奨励金を受け取つてバチンコばつかりやつてゐるんじやないかとか、散々言つられたわけです。いろんなことが出てくるだらうと思います。それは給料をもらつてバチ

ハコばかりやつてゐる人もいるわけですから。いろんな人がいますけれども、転作奨励金はだから出すべきでなかつたのか、という議論はこれは全く成り立たないわけです。だいたい考え方が、日本では中山間地対策じうことで相変わらず考えられていて、条件が不利な人に対する気の毒だから割増のお金を払つてやりましょうと、そういう考え方で捉えてる限りは、元々足腰の弱い人にそういう金をやつたらドブに捨てる事になるのではないかという疑問が出てくる。どうも農業団体の議論もそこから出でていません。生活保護と同じだという議論から抜けていません。これは議論の仕方が間違っています。

私、ヨーロッパのことを何度も言つるのは、これは権利なんですよ。かわいそだからいたくどき生活保護ではなくて、自分たちが今まで受けた所得を政府の一方的な政策転換によって奪われたと。それに対する補償である。だから堂々と要求すべきであり、政府はそれに対しきちんと払うべきなのです。権利として受け取つたものをバチンコに



▲質問する倉知さん

使おうと酒を飲もうと、極端に言えばですよ、何を言われる筋合いもないといと、そういう性格の問題だと思ひます。

それが一般的に行われてないから、日本では何とも言えないけれども、ヨーロッパではどうなつてゐるか。最近、私は「コットランド」の、スコットランドというのはイギリスの条件不利地帯であります。そこでガット以降の包括的な「デカップリング」政策がしかれてからスコットランドがどう変わつたかという論文を読みました。びっくりしたのですが、スコットランドというのはイギリスといえども、寒冷地で中山間地で過疎がどんどん進んでいました。ところがこの「デカップリング」政策が発効してから、今スコットランドは都市部より農村部が人口が増えているそうです。つまり過疎の逆になつてきてゐるわけです。農村部に行つて、向こうの「デカップリング」というのは農民だけではなくて、かなり林業者だとかあるいは農業関連産業の人だとかそういう人にもあたるんですね。ですから都市にいるよりも農村に行つた方が所得が増えるという人がたくさん出てきたわけです。そういう人達が町から脱出して過疎地に定住していくわけです。所得も当然増える。地域全体も増える。

今イギリスでは環境運動が非常に盛んですから、そういうところの人々が地元のいろんな景観とか並木とか牧場とか、整備しようと思えばいろいろな補助金がまたあるわけです。そういうものを使って、スコットランドの農村地域が見違えるようになつてきてると、そういう論文を読みました。

日本もこの中山間地に限つて言えば、そういう前向きな変化というのには十分期待できるし、平場について言えば、とにかく何よりも今までいる。せつかく出来上がって来た北海道が到達している、大規模事業経営というのは、あの本にも書いたように、技術的に世界に誇るレベルをもつてゐる。こういうものをきちんと維持していくためには、これは絶対に必要なものだというふうに私は思つております。そういう意味では、直接所得補償方式に対する中傷誹謗というのは、出したくない人か

いろいろな形で流されると思いますけれども、むしろそれに負けないで、これも国際的な情報を集めて、頑張つていいことが大事ではないかと思います。

司会：太田原先生から非常に力強いご回答をいただきました。先ほど太田原先生の講演の中にもございましたように、北海道農業というのは、農水省の言う大規模専業農家をつくるために政策に全く忠実にやつてきたのです。だからそれを今政策変更しようとしているわけですから、それによって被る被害というのは当然の権利として要求するというのが太田原先生のご指摘だと思います。ぜひそういうことに自信を持つていただいて、ただ生活保護でもらうのではなくて、国が言つてきたことをやつてきた、その結果こんな大きな問題を背負わされてきているという、この現実をしつかり踏まえて、権利として主張するところなどをぜひやついただきたいと思います。よろしいですか。何かござりますか。

浅井：いえ、心を洗われました。ありがとうございました。

北海道は米単作から複合経営に

太田原：私、さつき減反奨励金でみんなパチンコばかりやつているみたいなことを言いましたけれども、皆さんに誤解はないと思いますが、北海道の転作政策というのは大変だったわけですねけれども、しかし北海道の農家、それから農協、指導機関というのは非常に前向きに生かしたという評価をしているのです。今までの米単作、米一本だったところが、いろいろ苦労しながらちゃんと複合経営に取り組んできた。米プラスαの経営の集約化を達成した。農協もそのことによって、今まで米一本時代の農協というのは問題ありました。技術指導は普及所に任せた、農協は売る、政府に届けるだけだと。あとは手数料で経営している。極端に言えば小さな宮農指導なかつたわけです。

しかし転作になつて、花だ野菜だということになつてきて、各農協は非常に指導力と販売力に力を入れました。転作以降の北海道の米地帯は

農協の営農指導とマーケティングの実力の上昇というのは、私はやはり目を見張るほどの変化だったというふうに思います。そういう意味では、転作奨励金を立派に使つてきたという米地帯は胸を張つて言えるのではありませんでしょか。ですからこれから要求していく所得補償についても、そういう前向きな立派な使い方をきちんととするだけの能力をわが北海道は持つていると、ぜひ力強くそう言つていただきたいと思っております。

司会：他に何かございましたらお伺いしますが、いかがですか。はい、どうぞ。

倉地：岩見沢の倉地と言いますけれども、現状では既に後継者がこれからつくとかつかないとか論じるレベルではなくなってしまったような気がしておおりまして、既に六〇%ぐらいは近い将来離農が決まったというふうに言える情況ではないかと思います。我々一番、そんな中で人材を失つていくというのが一番辛いことだなと今感じているところですけれども、異常に低い日本のこの食料自給率ですね、これは既に我々農業者側の問題ではなくて、消費者側の問題ではないかといつふうに私は常々感じています。

その観点から運動展開をする方向と言いますが、方法と言いますか、消費者と手を組んだそういった展開、生協運動なんか一部で国内農産物を支持する声も高まつておりますけれども、さらにそれを進めていく方法が我々農業団体等、どんなことが当面考えられるか、何か太田原先生、考えていらっしゃることがあれば聞かせていただきたいのですけれども。

消費者との提携は婦人部が前面に

太田原：消費者との提携については既に農業団体、全中も方針を出しておりますし、いろんなところで生協と農協の全国的なレベルあるいは地域レベルでいろんな提携もあります。そういうことだけではなくて、今各地で言わばインフォーマルな交流とか提携というのはどんどん進ん

であります。むしろフォーマルな、例えば生協と農協で提携しましようと、生協からアソート奥さん方が来る。そこでお出迎えするなんだけれども、こつちは男社会で男ばかり対応すると、男の生産者と女の消費者が話していくと必ず対立します。喧嘩になりますね。我々見ていると、そういうふざさがあちこちにあります。

そういう意味では、今消費者の方はわりに、アトピーとかいろんな問題があつて本当に自分の問題として来ていますから、それに対応する人は、農村の方ではむしろ真剣味が足りないのではないかということを感じます。我々よく農協の婦人部に言つてゐるのですが、町からお客さんが来た時は婦人部が全面に出なさいと。女同士で話した方がずっと理解は進むし、男がやるとスケジュール通りのだいたいこれを確認してこれで良かった、だいたいハ〇%と、そんなことをやるのですが、女性同士でやると、話がボンボンボンボン転がつていつこりんな副産物が出てくるのです。そういう意味では、やはりこりうづうことを進める上で、方針は出てるしこりんなことはやれるけれども、農村側としては男社会を脱皮しないと駄目だということを、私、痛感しております。

そういう意味の発想の転換というのはいろいろ必要だと思います。今日時間があればちょっととおうかなと思つたのですが、最初におつしやつた、要するに農地が後継者がこれだけいなくなつてくれば、農地が余つてきます。それを今まで何とか若い後継者が残つてはいるところに持たせた規模拡大させてじつと手をやつてきました。あるいは新規参入と言つても、できればお金を持つて一〇町とか二〇町をポンと買って始めるとかいう、そういう人へ来てほしいうこととやってきました。しかしこれはもう限界です。やつやつじつとじつとやつていつたら、後継者、中核農家ももう手一杯ですし、それから新しくこれから農村に来る人は、どつちかというと、有機農業をやりたいとか自給でやりたいとか、数かういうと圧倒的にそういう人が多いのです。何億も持つて一〇町ほしい、一〇〇町ほしいといふ人はほとんどいません。ところが農村はそういう人

を待つてゐるわけですね。できれば離農農家の借金をそれで返したいと、いうことをやつてゐるなり、かみ合わない。ミスマッチで進まないですね。

農業は多様化の時代

都会人の田舎暮らしを勧めよう

だから私は、そういう点では、今本当に都会の人が農村に田に向けているというのは事実ですか。私も道新に定期期のことちよと書きましてけれども、年金生活者が年金をもらつたら、とにかく田舎暮らしをして悠々自適で暮らしたいという人はいっぱいいるわけです。多分皆さんとのんびり、空き地がないとか、今、田舎物件なんていうのはすじいでしょう。ああいう話がいっぱい來ていると思います。

私は、そういう人達を、そんなのはいらんんだというのが今までの対応だったと思うのですが、もう違います。府県ではもうじんじんそういう人達、中山間地なんかはそういう人達を町村、自治体の方針として受け入れて、団地をつくつて、そして農場を、だいたい一反歩ぐらいあればいいわけです。一反歩つていつたら十分生き甲斐のための農業をやつてくださいと。虫に喰われてどれくとも、みんな年金を持つていますから、それで食えないわけではないし、無農薬で変なものを作つて農協に迷惑をかけるわけでもないわけです。むしろ頭数が増えて商店街は間違ひなく潤つて、それから農家の人も、だからやっぱり非常に楽しいと。そしてそういう人達は「何ていい所だろう。こういう所に住みたかった」ということをしきりに言うわけです。そのことによつて、済んでいる者が力づけられる。それは特に若い人がものすごく元気になる。そういう効果が出ています。

北海道は大農地帯だからなかなかそこらうじに困がいかないけれども、皆さんよくご存知のように栗沢で、これとはちょっと違

うのですが、オンラインガルテンやつたら何十倍も殺到しています。それから本格的な定年帰農の受入れという点では、平取町が始めました。これはまだちょっと若い人が欲しいんだという感覚のようですが、それでも、空知なんて一番札幌に近いわけですから、あるいは札幌だけではなくて、もう全国に向けて「北海道にいらっしゃい」と。特に「お年寄り、大歓迎です」というようなことをやつたら、これは相当いけると思います。

私も最初定年になって田舎に住むというのは、やはりどうしても暖かい所、瀬戸内海とかそういう所が人気のあるのかなと、そういう所から始まっていますからね、思っていたのですが、いろんなところでアンケートをとると、ダントツ人気は北海道なんですね。北海道で暮らしたい、田舎暮らしをしたい。何故かというその理由、無農薬農業が北海道なら可能だ、結構そういうことをみんな知っているのです。いろんな田舎暮らしの本とかそう本にそういう情報がいっぱい載っているのです。南でキャベツを作つたらみんな虫だらけになるけれども、北海道で作つたら、手で虫を取つていればキャベツはちゃんと出来るとか、いろんな話が書いてあります。そういう地元にいるとなかなかわからない北海道の農村の魅力というのはたくさんあるわけです。

そういうことをいろいろ押し出しながら……私は、こういう話をするのは、今日もそうです、霞ヶ関とか永田町とかWTOとか、そつちはつかり見てたら暗くなつて、もう駄目だという気持ちになるわけです。だけどもそういうところから外れて、今時代の流れがどうなつているのか、若い人が農村に何を求めているのか、消費者が何を求めているのか、そつちの民衆の動きの方から考えていくと、これは農村には間違いなく追い風が吹いています。

特に北海道の農村の価値というのは全国的に非常に日本の国民の中でも、じわじわじわじわと大きくなっています。やっぱりそういう流れをいち早く地域でキャッチして呼び込むということをやっていけば、こういう農政の方はさっぱり思わない状況がしばらく続くと思いま

すけれども、農村は元気を取り戻すことができるのではないかと、そういうことも併せていっては声を大にして言っておきたいと思います。

司会： いつも非常に力強いご助言ありがとうございました。倉地さん、特に生協に関しては今回の新しい基本法に向けて日本生協連が提言を出しています。これをぜひ読んでいただきたいと思うのですが、その中で言っていることは、農業側は消費者に農業のことを理解してほしいということを言うのだけれども、生協の方からも、消費者の要求なり価格システムということをもっと生産者は勉強してほしいと。お互いにそういう理解をし合つ中で、消費者と生産者が手を握れば、必ず今の生産は変えることができるんだということを最後に提言しています。今の太田原先生の話もありますように、もつと、消費者も非常に力強い応援部隊として考えてもらっていますので、ぜひ自信を持ってやつていただきたいと思います。時間になりましたので、一応これで終わらせていただきます。有り難うございました。



▲閉会挨拶 佐伯研究部長